

大阪市立大学証券研究センター主催
第20回瀬川基金記念シンポジウム

「ニッポンの会社はどこへ行く」

- 法律家の視点から -

2004年12月11日

大阪市立大学医学部医療研修センター

基調講演	河本 一郎（弁護士・神戸大学名誉教授）
講演	中原 俊明（志學館大学教授・琉球大学名誉教授）
講演	高橋 英治（大阪市立大学大学院法学研究科助教授）
パネリスト	河本 一郎（弁護士・神戸大学名誉教授）
	中原 俊明（志學館大学教授・琉球大学名誉教授）
	高橋 英治（大阪市立大学大学院法学研究科助教授）
	吉井 敦子（大阪市立大学大学院法学研究科教授）
コーディネーター	吉井 敦子（大阪市立大学大学院法学研究科教授）
司 会	安竹 貴彦（大阪市立大学大学院法学研究科教授）

安竹： 本日は師走の慌ただしい時期にもかかわらず、多数の皆様方にご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻がまいりましたので、これより第20回瀬川基金記念シンポジウム「ニッポンの会社はどこへ行く」を開催したいと思います。私は本日の司会進行を務めます、大阪市立大学法学研究科の教員の安竹と申します。よろしくお願い申し上げます。

昨今、マスコミ報道あるいは政治家等の発言で、責任という言葉をよく耳にいたします。もっとも特に近年取り上げられている責任には、その前に「自己」というのがよく付いていて、自己責任というのがよく話題になっております。しかしそういう報道の陰に隠れて、報道等でも順番はかなり後ろになってしまうわけですが、昨今、鉄道会社ですとか、IT関連企業などの不祥事というものが連日報じられており、やはり企業の社会的責任というものが問われている時期であろうかとも思います。そもそもこのシンポジウムを主催しております本学の証券研究センターは、野村證券の瀬川美能留（せがわみのる）氏の寄付を基に、運営されております。そういう意味では瀬川氏も基金を本学に寄付した際には、企業の社会的責任というものを考えていたのかもしれませんが。昨今特に問題になっております、この企業の社会的責任というものを、今回は特に法律家の視点という切り口から講演をしていただき、さらにシンポジウムで皆さん方と討論を進めてまいりたいと思っております。

それでは最初に主催者を代表いたしまして、本学の証券研究センター運営委員会の正木委員長のほうから、ごあいさつを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

（拍手）

正木： 証券研究センター運営委員長の正木でございます。もう今年も残すところあと20日になりました。大変慌ただしいこの時期にたくさんの方に来ていただきまして、誠にありがとうございます。先ほど司会からも紹介がありましたが、そしてすでにご存じの方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、証券研究セン

ターをあらためて紹介させていただきます。本学の前身であります大阪商科大学高等商業部の卒業生で、そして1959年から68年まで野村證券の社長をなさっておられました、瀬川美能留さんの寄付を基金として、証券研究センターというのができたわけであります。その寄付者の意向に沿って、本学における証券・金融部門の教育、そして研究に助成をする。その助成の成果を市民の皆さんに還元するというので、この間およそ23年にわたって活動してまいりました。その中に本日のこの第20回の瀬川基金記念シンポジウムというものも含まれております。毎年行ってきております。今年は20回目ということです。先ほど司会のほうからも話があったのですが、今はとにかくいろいろな形で毎日と言っていいほど、企業の活動にかかわるいろいろな出来事が、メディアをにぎわせております。同時に専門分野でも内外で企業統治、コーポレートガバナンスというような言葉が飛び交って、多くの研究もなされてきております。証券研究センターがこれまで毎年行ってきたシンポジウムからいうと、少し異質に思われるかも知れませんが、決して射程外ではないテーマとして、今年をあえて企業の社会的責任を、特に法律的な面から議論するというテーマを選ばせていただきました。短い限られた時間ではございますけれども、シンポジウムの中の議論が、市民の皆さんに少しでも役立てれば大変うれしく思います。簡単ではございますが、運営委員長のあいさつに代えさせていただきます。

(拍手)

安竹： それではこれからの予定につきまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。最初に本学大学院法学研究科教授の吉井敦子さんのほうから、10分程度本日のシンポジウムについての問題提起をしてもらいます。そのあと講演を1本お願いし、5分ほど休憩をさせていただきます。さらにその後、引き続き2本の講演をお聞きいただいたあと、もう一度短い休憩を入れさせていただきます。この2度目の休憩の間に少し演壇の様態替えをいたしまして、パネルディスカッションを行いたいと思います。本日のコーディネーターおよびご報告をいただく三先生をパネリストに迎えて、約1時間程度のパネルディスカッションを予定しております。最後に、またフロアの参加者の皆さんのほうからの質問等にお答えする、質疑応答の時間も設けたいと思います。予定では一応終了時刻を午後4時としておりますが、私の進行の都合で若干時間が前後することがあるかもしれません。その点はご了承いただきたく存じます。

それでは最初に、本学法学研究科教授、吉井敦子さんのほうから本日のシンポジウムに関する問題提起をお願いしたいと思います。それでは吉井さん、お願いいたします。

(拍手)

吉井： ただ今安竹先生のほうからご紹介いただきました、法学研究科の吉井でございます。本日はコーディネーターを務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に僭越ではございますが、私の方から本日のシンポジウムに先立ちまして、問題提起をさせていただきますと存じます。本日のテーマは、「ニッポンの会社はどこへ行く 法律家の視点から」となっております。社会的責任というのは、現在のはやり言葉のように新聞紙上とかテレビニュースでよく出てきます。またそれと併せて社会的責任に関連しまして、社会的責任投資というような言葉も聞かれるようになってまいりました。本来、企業と申しますのは、投資家から資本を募って株主になってもらい、利潤追求をしていく枠組が活動の主体になりますので、その営業活動の結果、その利潤を投資家、株式会社であれば株主に分配するというのが主な活動の目的でございます。本日は特にそのような企業の活動に関する社会的責任について、法律の観点から先生方にお話をいただく予定でございます。

企業は本来利潤追求をするということから、企業の利害関係者として、まず株主、シェア・ホルダーという

のですが、その持分というか、シェアを持っている人というのが利害関係者として第一に出てまいります。ただこの社会的責任論と申しますのは、本来はそのような利潤を追求していく企業の活動の中に、社会的な公正とか倫理というようなものに配慮しまして、利害の関係者として株主以外の顧客であるとか、債権者、それからまた広く消費者、従業員だとか、その企業の存在に関与します地方や公共、それから最近では環境問題というものも出てまいります。株主以外の利害関係者の実質的な利益を図る経営というものであります。これと併せて先ほどの社会的責任投資も、そういう活動を評価して投資の対象の基準にしようというような動きでございませう。

企業の社会的責任という言葉は、アメリカで使われ始めたといわれておりまして、後ほど中原先生から詳しいお話がいただけるかと存じますけれども、わが国では昭和30年代ぐらいから使われてきたといわれております。また、会社法を中心とした企業の活動に関する法律でございます商法に関連しては、昭和49年の商法改正において企業の社会的責任が本格的に法律上検討され始めたといわれておりますが、結局はその一般的な規定は商法の中にはおかれませんでした。その一つの理由としましては、企業の社会的責任という言葉は皆様が聞かれましても、いろいろな考え方、捉え方、それから寄って立つ立場によって評価も分かれてまいりますので、そのような多義的なものに関して、一般的な規定を商法の中におくということは回避された、というような事情があったようでございませう。ただし実生活の下では、公害問題だとか、またご講演の中で出てくると思いますが、政治献金の問題だとか、あるいは土地への過剰投資などバブル崩壊以前は、銀行の投資だとか企業の投資態度というものが問題になりましたように、非常に私たちの生活に身近な問題を提起するような事柄でございませう。また最近ではアメリカのエンロンや会計事務所が破綻したというような社会的に大きな問題になりましたし、わが国では食肉や鶏卵など、私たち一般消費者に非常に関係の深いようなところでも、社会的責任というような言葉が非常に聞かれるようになってまいりました。

今日は法律の観点からということで、ご高名な3人の先生をお招きいたしまして、ご講演をいただきます。河本先生には、1970年代の社会的責任論と最近の責任論の捉え方について、とりわけ裁判所の考え方が違って来たのではないかと、捉え方が変わってきたのではないかとというような、大変興味深いお話をしていただけるかと存じます。河本先生は著名な弁護士としても現在ご活躍ですし、商法や証券取引法の重鎮でもございませう。

中原先生は、企業の社会的責任論というものを早くからご研究をされておられまして、第一人者でございませう。今日は特にアメリカでの議論がどのようになっているかということ、詳しくお聞きできるのではないかと存じます。ご著作は2003年に三省堂から出版なさっております。

また最後にお話をいただきます、本学、法学研究科の高橋先生は、特にコーポレートガバナンス論の第一人者でありまして、最近では商法の改正が、毎年のように非常に多く行われておられまして、特に経営組織に関する改正というものが非常に頻繁になっておりますが、この方面の研究の若手のホープでございませう。今日のご報告は私も大変楽しみにさせていただいております。

さて企業の社会的責任というものは、非常に抽象的な言葉だというふうにお話をさせていただきましたが、具体的にどのような場面で発現するかということになりますと、まずは今日の講演の中に出てくるかとは思いますが、慈善的な寄付だとか政治献金というような場面で一つの企業の社会的責任というものが問われる、あるいは問題になるということがございませう。商法改正が昨今、コーポレートガバナンス＝企業統治の場面で盛んに行われております。委員会等設置会社だとか、そのような新しい経営組織の形態の会社が法律上認められるということになっておられまして、法令遵守、あるいは内部規律、コンプライアンスという言葉で代表されますけれども、このような分野でも企業の社会的責任というものが出てまいります。

それから原子力発電所のトラブルなどに絡みまして、株主提案権の行使で株主が原子力発電所を操業停止せ

よ、などというように株主提案として企業の社会的責任を求めるといふようなところでも出てまいります。また先ほど出ましたように、そういう社会的な責任をきちんと果たしている会社に投資していこうという投資基準として、社会的責任が注目されるというような場面でも出てまいります。この場面ではとりわけ機関投資家と呼ばれる、厚生年金基金ですとかそのような機関投資家が、社会的責任をどのように果たしているかということ、投資基準として重視するといふことがいわれております。

今ご紹介したのは、やはり研究者としての目から見たといふようなまとめでございますので、今日は実務家の先生もお招きしておりますし、それから研究者の先生方からも、実際はどのように作用しているかということをお話していただければと思います。問題提起は、私は研究者としてといふことで、このように形式的なものにさせていただきたいと思っております。

最初に申し上げましたように、企業は本来投資家に投資してもらって、その利益を分配するといふスキームといふか、枠組みで企業活動を展開していくものでございます。ですから株主以外の関係者 英語ではそのようなものを、シェア・ホルダー＝株主といふ言葉に対しまして、ステーク・ホルダーといふ言葉を使っているものでございます。そのような株主以外の利害関係者、ステーク・ホルダーへも資源を配分するといふことになると思ふのですが、例えば寄付をするといふようなこと、献金をするといふことは果たしてどうなのだろうか。まず企業が株主に分配すべき義務といふか、責務を負って事業活動をしているはずなのに、株主以外の人の利益を考慮するのはどうなのかといふのが第一に問題として出てまいります。それから寄付とかあるいは献金するといふことは、企業経営から考えましても経済的な効率性から見るとどうなのだろうか。投資分をもっと株主に振り向けたり、会社の内部に留保するとかしたほうがいいのではないかと、経済的な合理性のところからはどうなのだろうかといふことが出てまいります。第二にそういうものが果たして許されるような理由は何なのか。もし許されるとしたら、どのような程度といふか、そういう基準があるのかどうかといふものが本日の先生方からお聞きできると思ふのですが、答えは出ないのかもしれない。社会的責任論がずっと問題視されてきて、いまだに解決を見ていないという状況では、結論は得られないのかもしれない。それは最後は判例が集積していくとか、裁判所がどのような立場をとるかとか、あるいは一般条項が出来上がるとか、そういうことで解決されるのかもしれない。本日の講演の中では結論は得られないのかもしれませんが、皆様とこの大きなテーマを考えるよい機会になるのではないかと考えております。今日は、あとで皆様にご質問とかもお受けいたしますので、どうか1日よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

安竹： それではこれから間に休憩を挟みながら、三人の先生方のご講演をお聞きいただきたいと思います。各講演の予定時間は、約40分を予定しております。それでは最初にご講演をいただき、河本一郎先生を簡単にご紹介申し上げたいと思っております。(拍手)河本先生は神戸大学名誉教授で日本学士院会員、そして現在は弁護士として第一線で活躍しておられます。先生は会社法、証券取引法を主たる専攻分野としておられ、本日は、「商法から見た会社の社会的責任」といふご論題でご報告をちょうだいしたいと思います。それでは河本先生、よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

河本： 河本でございます。本日はあとお2人、もっぱら法理論といひますか理論的な面からのお話でございますので、私はできるだけ具体的な問題を取り上げてお話をしたいと思っております。そこに大体のレジюме[資料1]を書いておきましたが、それにこだわることなくお話をさせていただきたいと思っております。こだわることな

くというのは、実は今、吉井さんのお話を承っていて、ちょっと思いついたことをまず申し上げます。

企業の社会的責任についての一般条項

先ほど、日本の法律の中に社会的責任に関する一般条項をおくかどうかという問題があったということに触られました。実は昭和56年の会社法の改正のときに、これを入れようかという話があったのです。ところが法制審の商法部会ではそれを入れなかった。そこで、私どもが国会に参考人として出て行きましたときに、共産党の弁護士から「なぜ商法の中にきちっと企業の社会的責任に関する条文を入れないのか」と質問がありまして、私はそれに対して、次のように答えました。実はそういう条文は、昔ナチスの時代にドイツの会社法の中に入れたことがあった。「取締役は経営およびその従者 従業員のことで 福祉、国民および国家の共同の利益のために行動しなければならない」という条文があったのです。ここには面白いことに、株主のためということは一言も入っていない。それで私は、その共産党の弁護士に「いや、昔ナチスドイツでこんな条文をおいたことがあるんだけど、こんなものは全然役に立たんし、むしろ国家権力の動きによっては悪用される恐れがある。だから入れないんだ」と、こう言ったら、その弁護士が「君はナチスドイツと日本共産党を一緒にするんか」と怒り出したわけです。私は、法案をとおすために出て行っておりますのに、代議士を怒らせてしまって、「これはえらいこっちゃ」と思って「いやいや、とんでもございません」と謝ったのですが、実はこういうものはまさに歴史が示しているように、危険な条文であると思うのです。実はこれが、本日私がここで申し上げる話の根本でもあるのです。つまり企業の社会的責任論というものは、商法の立場ではむしろ役に立たない、むしろ危険だと。極端に申し上げるとそういうことになる。これに対して、あとお2人から反論もありますし、皆さんからも厳しい反論があるのを待ち構えてこんな話をしているというわけでございます。

1970年代の企業の社会的責任論

そこで本論に戻りますが、実は私もかなり年配になりましたが、年を取った関係もあるし、それと世の中の動きが激しいものですから、昔こんなことがあったというようなことを先輩から話で聞いたり、本で読んだりするのはなくて、自分で変化を経験するということになりました。というのはちょうどここに書きましたように、1970年代、このころに盛んに企業の社会的責任ということが言われた。当時はあまりカタカナは使いません。今はいつの間にか知らないうちにCSR(Corporate Social Responsibility)というものが出てきたのですけれども、昔は企業の社会的責任、と日本語をちゃんと使っておりました。これが非常に盛んでありました。

ちょうどそのときに私も『ジュリスト』という雑誌に「企業の社会的責任」という論文を書いたことがあります。当時この問題を取り上げていたのは経営学、経済学、それから社会学、そういう分野の一流の学者がこれに取り組んでいたわけでありましたが、一般に理解されていたところでは、経営者が行う意思決定について、利害関係を有する集団の利害を経営者が調整することが社会的責任だということが、当時一般的だったのです。当時は利害関係者という日本語を使っておりましたが、最近ではステーク・ホルダーというのです。ステーク・ホルダーとは何だと字引を引いてみますと、ステークというのは、あぶる。ビーフステーキのステーキです。でも辞書のずっと終わりのほうを読んだら、「利害関係を有するもの」と書いてある。結局、利害関係を有する者というその意味で、ステーク・ホルダーと呼んでいるのですが、これは最近の何でもかんでもカタカナで言うという一つの現れがここにも出てきているわけでありましたが、昔とほとんどあまり変わりがないです。

現在のCSRの内容

それでごく簡単に、どういうことを今は社会的責任と呼んでいるのかと見てみますと、これが実にとりめがない。法律の観点からいいますと、これはつかもうとしても、手掛かりがなくてどうにもならない、そ

う内容と見ざるを得ません。例えば、今、この社会的責任、CSRで売り出しておられる麗澤大学の高巖（たかいわお）先生という方がいらっしゃる。沢山本が出ていますが、それを見ますと「CSRとは、企業が、市民・地域および社会を利するような形で、経済上・環境上・社会上の問題に取り組む場合のバランスが取れたアプローチ」ということだと（高他『企業の社会的責任』10頁）。これでは法的には「ああそうですか」と言っておくしか仕方がない。どうにもつかまえていない。現在はまだ法律学者は今のCSRにかかわっている人はどうもいないように思います。

商法学者は企業の社会的責任論で何を議論していたか。

当時、1970年代、商法学者が社会的責任論で何を議論したか。これを当時の著書から代表的なものを3冊挙げました。その目次だけ見ても何をつかまえていたのか、わかるわけです。

森田章『現代企業の社会的責任』1978年。森田君は私の弟子でございまして、最初の研究に社会的責任を取り上げること勧めたわけではありますが、書いているのは、会社の寄付、それから株主提案権、アメリカの不正支出の開示（ウォーター事件）、米国賄賂禁止法などです。それから本日出てきていただいた中原先生の『米国における企業の社会的責任論と法的課題』という、2003年におまとめになった本がありますが、実はその中の「米国における企業の政治献金をめぐる法と現実」、これは1977年にご発表なされた。つまりこの前の社会的責任論が盛んになったころから、中原先生も企業の政治献金に着目して研究なされたということなのです。おまとめになって出されたのは2003年であります。そこでも米国における企業の政治献金、政治献金と不正支出、米企業の海外不正支出をめぐる法規制、会社の政治的言論権、株主提案権などです。森田君の扱ったものと重複しているものがあります。それからもう一つは、中村一彦『企業の社会的責任 法学的考察』。これが1977年に出ております。独占禁止政策と企業の社会的責任、政治献金と企業の社会的責任、企業の社会的責任に関する一般的規定、これが私が先ほど言いました商法の中に、経営者は株主だけではなくて社会一般のためにも経営をしると、そういうものを入れるかどうかの問題です。それから株主運動と提案権。議決権行使の代理人の資格制限、社外取締役制度と、こういうものが取扱われております。実は中村先生にはもう一つ同じような論文集があります。『企業の社会的責任と会社法』（平成9年）という本です。この3番目に挙げましたものは、上の二つとほぼ内容は重複する。つまりこういうものが、商法学者が社会的責任論として従来扱ってきたものなのです。その中身の詳しいことは、今日中原先生からお話しただけかと思えます。

判例に現れた社会的責任論

（1）政治献金に関するもの

そこで私は、具体的に話をするために、判例によって社会的責任という考え方がどう扱われ、どう変わってきたか、それを見てみたいと思います。何といたっても一番有名なものは、八幡製鉄政治献金事件です。いまだにこれが日本の政治献金という、一つの非常に大きな社会問題についての基準となっている判例でございます。金額は350万円でしたが、一体なぜ会社が政治献金というような寄付ができるのかということが、初めて最高裁で議論されたわけでありまして、そのときに最高裁はまず一般論としまして、会社はなぜ寄付ができるのかということを取り上げました。会社というのは、先ほど吉井さんの話の中にもありましたように、とにかく金をもうけて、きちっと税金を払って、残りを株主に分配し、労働者の給料は払い、役員の賞与、報酬を払う。要するにもうけることが企業経営者の責任なのであって、一銭の見返りもないものに出すということとはできないというのが出発点なのです。それをなぜ一体見返りができない寄付ができるのか。そういう基本問題をこの判例は取り上げて、そこから企業献金について、結論は適法というところまで持っていったわけでありまして。

まず、判決の寄付の部分のところを簡単にご紹介いたしますと「寄付は客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされた認められる限りにおいて、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である

とするのに妨げない」と。つまり会社の社会的役割を果たすために行うのだと認められる限りにおいて、定款における営利目的の範囲内に入ってくる。定款の定める目的というのは、結局、この事業をやってもうけようというのが定款の定めですから、何で一銭の見返りのないものを出せるのだということになると、それが会社の社会的役割を果たすために、と。この社会的役割を果たすというような観点から、政治献金を有効としたのですが、判例は、次のようにいっています。「政党は、議会制民主主義をささえる不可欠なものであるから、国民は当然政党のあり方いかんについて重大な関心をもたざるをえない。したがって、社会の構成単位たる会社に対しても、政党の発展に協力することが当然期待されるので、その協力の一態様としての政治資金の寄付も、会社に対し期待ないし要請される限りのものは、会社にその能力がないとはいえない。」

(2) バブル崩壊後における子会社等の救済に関するもの

ところが2番目に書きましたように、バブル崩壊後、大変な額の金に関連企業の救済のために出される、あるいは膨大な額の債権の放棄がなされる。とても最高裁の言った会社の社会的役割を果たすための寄付として考えられる、そんな金額ではなくなってきたわけです。とてつもない金額を会社が債権放棄したり、あるいはさらにつぎ込んだりする。一体これをどのように説明するんだということになってきたわけであります。その代表的なものをここに幾つか挙げてあります。一つは、名古屋地裁の平成7年9月22日の決定で、これは東海銀行による系列ノンバンクの支援。これは実は株主が代表訴訟を提起したケースであります。つまり東海銀行、今のUFJの前身でございます。東海銀行がセントラルファイナンスの巨額の不良債権を引き取って、償却した事件です。支援策を開始した平成4年当時、いわゆるバブル経済の崩壊に伴って、株価の下落、地価の暴落が相次ぎ、多くの金融機関が膨大な不良債権を抱え、金融システムの不安がマスコミに報道される一方、金融当局、つまり大蔵省や日本銀行も現実には危機感を持つようになっていた。特にノンバンク各社は多数の不動産関連融資を行っていたことから、その信用不安が表面化していた時期でした。当時の金融情勢は従来の金融不安と異なり、多数の金融機関に膨大な不良債権が発生するとともに、金融機関の権利関係が錯綜しており、一つの金融機関が独走してノンバンク社との取引を中止して、貸出金の引き上げ等の行為をすれば、金融システム全体が連鎖反応的な影響を受けて、その崩壊を招く恐れがある、と認定しました。つまりこの東海銀行がセントラルファイナンスの不良債権、その金額は実に400億円です。大変な金額です。その債権を引き取って償却する。そうすることによってノンバンクを救う。救うことによって、ノンバンクに貸し付けている他の多くの銀行について不良債権が発生するのを防ぐ。そして日本の金融システムの崩壊を防ぐ。これはまるで企業に対し国家がやるべき仕事を、お前も手伝えということなのです。東海銀行の株主からすればノンバンクみたいなものは放ってしまえといたいところですが、400億円の不良債権を全部こちらへ引き取って肩代わりして、こちらで引当金をたてて、償却するという。株主にしてみましたら、これはとんでもない話なんです。そんなノンバンクなどは切ってしまえばいい。なぜ別会社にしてあるかという、いざというときには切ってしまうからです。親会社に影響してこないようにするために、この制度があるのです。それなのにその債務を全部引き取って、こちらで落とす。「何でこういうことをするんだ。」「いや、そうしなければ日本の金融システムが崩壊して」うんぬんと、こういう理屈です。これはもう、先ほど言いました八幡製鉄政治献金事件で社会の構成単位として役割を果たすためにうんぬんといったようなところで考えられていたのはわずかな金額です。それとは全然桁が違う。数量が違うということは質が違う。そういうものを裁判所は、金融システム崩壊を防ぐためという論理で「取締役の責任はない」と、こう言ったのです。

(3) 奉加帳方式による出資に関するもの りそなホールディングス株主代表訴訟事件

それから次にもう一つ。奉加帳方式による出資についてお話します。りそなホールディングスの株主代表訴訟で原告が訴えてきたのは、これは皆さんもよくご承知の日本債券信用銀行を救済するための増資引受に関する

る事業です（第1審大判平15・9・24、第2審大判平16・3・16）。あとから見ましたら、あんなものは出さなくてよかったんだと。出しても、結局、どぶに金を捨てたようなものではないかと。あとから見たらそうなっているわけです。結局は巨額の公金を投入して処理したわけですから。しかし当初は他の銀行も金融システム安定のためには一肌脱がなくてはいけないなということで、増資に応じた。そういうことが全部今になったら無駄であったということになるのですが、当時は、奉加帳が回ってきて、しかも大蔵省が「出してやってくれ」と。「出してやってくれなかったら日債銀はつぶれる。つぶれたら日本の金融システムが崩壊する。」「引き受けてやってくれ。」それで引き受けたわけなのです。ところが結局無駄でした。それで株主が怒って、何でこんな増資を、無駄になるとおおよそわかっているだろうに引き受けたのだと。そこで当時の取締役が裁判所に訴えられまして、これは私どもが被告の代理人をやりました。そしてこのころになりますと、裁判所が社会的責任論を全然受け付けなくなりました。

そこに挙げていないのですが、C証券というのがありまして、当時はD銀行が60%を持っていました。C証券の持っていた子会社にD銀行から随分金を貸し込んでいました。この子会社を整理することになりました。D銀行の方から、その当時、C証券がもうかっていたから「お前のところが出して債務を消せ」と言ってきた。仕方がないからC証券が160億円出して、その債務を消して子会社を整理した。C証券の株主が株主代表訴訟を起こしたわけです。私は最初、先ほど言いました東海銀行のケースを引用して「金融システムの安定のためにはこれはやはり出さざるを得ないのだ」と。社会的責任なんだからといったのです。裁判所は「当裁判所は社会的責任論を取りません」と。「何で子会社の整理のために160億円出すのが株主のためになるのか、それを立証しなさい」と、そうはっきり言われました。それで裁判所では、社会的責任を主張して取締役の免責を主張しても駄目だと。裁判所では、とにかくこの金を出すこと、この債務を放棄することが株主のためになるのだと、その立証をする以外に勝ち目はないということをも痛感しました。それで社会的責任論を引っ込めて、何で160円億出すことがC証券の株主のためになるのかということをもっぱら説明しまして、やっと裁判所は勝たせてくれました。そういうふうには、今はこの奉加帳事件のときも、社会的責任をいうのではなくて、とにかくそのときは増資に応ずることが大丈夫だと判断したのだと、それ一本やりでいきました。とにかく当時の状況では、日債銀はつぶれないと判断したのは無理はないのだという。その判断において取締役の善管注意義務に違反はないんだと、それ1本でとにかく押していきました。とにかく今は、裁判で勝とうと思えば、取締役の善管注意義務に違反はないと。株主のためだという、そこへ持っていかなければ勝ち目はありません。

法律事務所の鑑定業務に現れる地域に対する会社の寄付

(1) 法律事務所の社会的責任

次は、法律事務所の鑑定業務に現れる地域に対する寄付について、申し上げたいと思います。実は、先日、『日経』を読んでおりましたら、囲み記事がありまして、「法律事務所の社会的責任」という記事が載っているのです（『日経』平成16・5・14）。何を書いているのかと思って読んでみますと、最近、裁判になって裁判所で判決が出て、それに基づいて会社が行動するのではなくて、その前に法律事務所の意見でどんどん事が処理されていっている。ところが、その法律事務所の意見なるものが全然公表されていない。まるで闇の中でこういうリーガルオピニオンをとって、それでどんどんやっている。これは甚だしく説明不足である。法律事務所は実質上の司法をやっているようなものなのだから、その意見書を公開せよと。それは法律事務所の社会的責任だと、こう言われているのです。実は私どもは今まで意見書を書きまして、極力公表するようにしております。現に私と今井宏さんと2人が書いた意見書を『会社法 鑑定と実務』という本にして、4、5年前に公表しました。ことに、バブル崩壊後意見書の注文が随分増えましたので、いま「続」をまとめて出そうとしていますが、何も社会的責任ということで出すのではなくて、公表することによって私たちの書いた意見書は、

決して会社に頼まれたから書いたのではないんだ。公表しても批判に耐えられる、そういう内容を自分で保障するために、極力公表をするということにしたのですが、会社によってはなかなか許可してくれないところがあります。「おれが書いたものをおれが出して何で悪いのか」というと、そうはいかないのです。というのは、意見書の中にはかなり細かい裏の事情が書いてあるわけです。なぜこういうことをやったのかということについて。これはやはり弁護士の守秘義務にあたりますので、会社の承認がなければ出せない。結局今度はきわどいものが多かったわけでもありますけれども、10本ぐらいはノーだと言われて、落としました。その意味では、先ほどのような社会的責任を果たせない。これはやむを得ない。いらぬことをまた申しましたけれども。

(2) 発電所の建設、中止と地域への寄付

発電所建設にかかる地域への寄付。これが電力会社を悩ます問題であります。そこに最近の記事で、原子力発電所の「原電 越前町にも4億円 敦賀原発増設計画 匿名寄付計35億円」と書いてあります(『毎日』平成16・9・22)。その次も関電に「支援要請 台風で漁業被害 なぜか」と書いてあります(『毎日』平成16・11・10)。その記事の下のほうを見たら、住民もおかしいのではないかとっているのです。「そんなのを要求するのはお門違いではないか」と。こうなると、誰がこんな要求をしているのかということになるのです。

そこで匿名というのは、寄付しながら名前を隠そうとする、善意の寄付だと思われるなら、これは違うんですよ。水害の被害地方に宝くじの当たったのを寄付して「おれの名前出さな」。これは見事な人だと。この原電の匿名はそうではない。後ろめたいところがあるから隠そうということになる。できるだけ表に出したくない。原子力発電は全部ですが、とにかく立地をしようと思ったら地元で金を配らなければならない。しかも、これから立地するのに金がいるのではなくて、新規の原子力発電は、今の電力事情では不要になったからやめます。やめるのなら手切れ金を置いていけ、とこうなるのです。やめると言っているのだから、迷惑をかけないのだからもういいではないか。いや、お前のところが来たら毎年これだけ税金が入ったはずだ、と。その何年分かの税金相当額を置いていけ、と。いい加減にしろといいたいわけです。それを地域協力であるとかいって、こんなところで社会的責任を振り回されたら大迷惑なんです。そんなものは社会的責任と何の関係もない。だから先ほども言いましたように、社会的責任というのは、この法律の分野では役に立たないどころか邪魔になる。つまり商法の立場からは極力出さないのだということを前提にして、取締役の善管注意義務違反にならないかどうかという、ぎりぎりのところを判断するのが法律の仕事だということです。

(3) 学校設立のための寄付

これも最近の私の経験したところでありますが、すでに公表されて随分あちこち回っていますからもう弁護士の守秘義務も関係ないので、申し上げたいと思います。名古屋にあるトヨタ自動車という世界の大企業、それと公益企業で中部電力、それからJR東海があります。これが40億円ずつ出して120億円集めて、あと80億円は一般の企業に出してもらって、あそこに中高一貫校を造るということです。なぜ企業が学校を造るのかと。もちろん私も大学におりましたころには会社に寄付を頼みに行きました。これは嫌な仕事なんですね。総会屋のまねしているようなものですから。仕方がないから頼みに行きました。しかしこれは、金額はたいしたものではありません。数多く集めようということなのですが、ところが、この場合は、募集寄付金、予定200億円。トヨタ自動車、中部電力、東海JR鉄道3社は、合計120億円。あと80億円を他の企業に出してもらおう。この3社が各会社回って出してくれと言ったら、断れるところはないのです。

いろいろな新聞記事を見ますと、佐高信氏などはこの学校設立のことを「余計なお世話だ」と。そんな金があるなら従業員にももっと給料をやれ、と。正論なんです、これが。この正論をひっくり返す理屈を考えなければなりません。これは難しいんです。企業の社会的責任だからというようなことで片付く問題ではないのです。

どうして理論をたてるかといいますと、まず先ほどの最高裁の判例から出発しまして「一体この10年間どんな寄付をしてきたのか」。どういうところへ、いくらぐらい出してきたのか、これを全部洗い出して、この40億は一体何年かけて出すのかと。一遍に出すのではないのです。一遍ではちょっと無理だと思いたくありません。他の会社はどうやっているのかも調べなければなりません。これは実は日本経済団体連合会の中に、社会貢献推進委員会というのがあります、1%（ワンパーセント）クラブというのをやっているのです。ここの公表している資料をみて、それと比較して「この程度なら大丈夫か」と。非常にしんどい作業をしなければなりません。しかも既設の大学やその他にちょっと寄付するのならいいのだけれども、なぜ自分のところが学校を造らなくてはいけないのかということになると、またもう一つ理屈がいるわけです。つまり中高一貫校といっても、既設の中学校と高等学校を連携させるというのはなくて、これは本当に一貫校を造るわけです。しかもイギリスのイートン校に倣って全寮制のものを造っていく。こうなるとちょっと普通の自治体ではできない。それを中部地方にぜひ造るのだということに意味があるだろうということで、いろいろと理屈をつけて、これは取締役の善管注意義務違反にならないというところで答えを出すわけなんです。

だから社会的責任などというものには、よっぽどまゆにつばをつけて考えないといけない。会社法では役に立たないのだ。むしろ邪魔になるのだ。こういう極端なことを申しまして、あのお二人の反論と皆さんの反論をお受けしたいと思います。どうも失礼しました。

（拍手）

安竹： 河本先生、どうもありがとうございました。随所に大阪で言います「くすぐり」を入れていただきながら、しかし非常に挑戦的で、刺激的な内容であったかと思えます。

それではここで5分間の休憩に入りたいと思います。2時15分から再開させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（休憩）

安竹： 大変窮屈なスケジュールでご迷惑をお掛けいたしますが、引き続き二つ目のご講演を中原俊明先生にお願いしたいと思います。

中原先生は琉球大学名誉教授、現在は志學館大学の法学部で教授の職についておられます。ご専攻分野は商法でございます。先生は、サザン・メソジスト大学ロースクールで学ばれたご経験がおありで、本日はそのご経験を生かしアメリカ法を切り口にご講演を賜りたいと思います。論題は、「なぜ企業の社会的責任なのか」。副題として、「アメリカをヒントに」ということでございます。

一つ目の河本先生の非常に刺激的かつ挑戦的な講演を受けて、「その通り」とおっしゃるのか、あるいは「いや、さにあらず」とおっしゃるのか、レジュメを拝見する限り、私は門外漢ではございますが、「さにあらず」という趣旨のご講演かと推察しております。

それでは中原先生、ご講演をよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

中原： ただ今ご紹介にあずかりました、中原でございます。こういう機会を与えていただいて大変光栄に思いますし、また感謝しております。先ほどの河本先生は商法学界の長老でいらっしゃいまして、非常にプロボカティブなと申しますか、そんなお話のあとを受けてちょっとしんどいなと思いつつここに立っております。

す。そんなお配りしましたレジュメ [資料 2] に従いまして、話をしたいと思います。ちょっと時間の都合を見ながら、適当にあちこちカットしたりするところもあるかも知りませんので、よろしくお願いいたします。

企業の社会的責任という言葉は、多分ここにお集まりの皆さんは初めてではないと思います。英語では corporate social responsibility (コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ) というものですから、その頭文字を取って CSR という言い方が最近是非常にポピュラーになっているという実態がございます。ただ頻繁に使われる割には、内容があまりはっきりしてはいないということでちょっと厄介です。アメリカの法律学者でルイスという人は、それはちょうどスポンジのようなものであって、その内容は語る人に応じて伸縮自在なんだと申しました。つまり、論じる人の数だけ企業の社会的責任論があるということでしょう。人生いろいろという言葉がありますが、社会的責任論もいろいろというふうに、もう最初から割り切っていたほうがいいという感じもいたします。

お前はどうかというふうに問いかけられそうですけれども、なるべくわかりやすく表現すればどういうことになるかということで、私なりに考えてみたのがレジュメに書いてございます。遵法を基本としつつ、金もうけの仕方、もうけた金の使い方などについて胸を張って説明でき、そして社会的共感を期待できる企業努力の総体というふうに、一応考えておきたいと思います。この「胸を張って」というところは、しばしば問題を起こした企業関係者が、例えば捜査中でありませうか、あるいは裁判が進行中でありませうかということでノーコメントであったり、あるいはまた記憶にございませうかというふうな態度をとることがありますけれども、これは胸を張って説明していることにはちょっとならないのではないかと、そういう感覚であります。

英語では accountable (アカウントブル) という言葉がありまして (あえてその英語を書いたのですが) これは説明できるという意味と、責任を持つという意味を同時に持っております。ご承知の通り、このテーマがアメリカでホットな議論となったのは、1970 年代、先ほど河本先生のご指摘の通りであります。そのとき二つの反応が起こりました。いわば賛否両論ですね。反対する側の 1 人の代表者、ハーバード大学のデビッドという先生が、こう言っていますね。福祉とか社会の問題は会社のビジネスではなく、会社のビジネスはあくまでも金もうけであって、甘い音楽を奏することではないんだというふうに言い切って、かなり厳しい批判をしています。それに対してもう 1 人、グレイという経済学者がおりまして、この人は会社それ自体が社会の構成員であるし、その社会の支配を受けて発展してきた組織である以上は、当然社会的責任を有するんだというふうに言っております。私自身もこの表題の「なぜ」という疑問に対する回答がこの中に含まれているように思っております。

その後、いろんな論客によってこのテーマは議論がなされましたが、80 年代に入ってから少し議論が下火になりまして、最近ではアメリカでの会社法の標準的なテキストなどを見ますと、もう企業の社会的責任論議 (corporate social responsibility debate) は終わったというふうに書いてあるものもあります。他方、新しい時代のコーポレートガバナンスをよりよく肉付けするためにこれを再評価する動きもあることには注目したいと思っております。まだその役割は終わってはいないのではないかと、私は次の本論に移りたいと思っております。

[資料 2] の 1 のほうですが、企業の目的は何か? 先ほど話に出ましたように、これは個人企業であっても会社企業であっても利益を上げるためだということで、ちょっと専門用語で恐縮ですけれども、利潤極大化、英語で profit maximization という言葉を使うんですが、最も少ない費用で最も多くの利益を上げようとすることでして、その行為自体は長い歴史をもっております。今日では、この利益追求のために最も役立つ組織の在り方が会社ということになりますが、こういう表現がございます。「会社というのはドルやセントという用語でプログラムされたコンピュータである」と。こういうふうにして上がった利益をどうするか、これも先ほ

ど吉井先生がお話されましたように、出資者、つまり基本的に株主に分配されるという建前であります。会社は経済的利益を求める株主たちによって交わされた、一つの契約の形である、それで経営者のほうは、その目的を達成するために株主たちから代理人として選ばれているというふうに理解される。これが伝統的な会社の考え方でありまして、そのことをよく表した判決が、そこに書いてある 1919 年のダッジ対フォードという事件であります。これは時間の都合でここでは省略して、もし時間があればあとで戻ってきたいと思っております。

会社が順調に成長していきますと、それは巨大な富を蓄え、社会的な影響力を持つに至ります。単に利益追求マシン以上の社会的そして公共的な性格を持つ組織体になっていくわけであります。そこでかつてドッドという学者が言ったのですが、文明社会では権力のあるところに責任が自然に生まれるとされ、会社の社会的責任論の出発点についてこういう形で言及したわけです。会社がそういう自らの立場と責任を忘れてもっぱら利益追求に突っ走る傾向を強めますと、さまざまな社会的な害悪を引き起こす恐れがあり、こういうのをひっくるめて「企業非行」という言い方を私は好んでしています。その具体的内容はレジュメにもありますように、例えば、わいろ、違法献金、不正支出、欠陥商品、公害、環境破壊、差別と人権侵害とこんなふうなものが考えられます。

企業へ集中した富はどこに行くのでしょうか。もちろんさっき言ったように、基本的には株主に行くわけですが、同時に相当部分が経営者の懐に転がり込むというしくみがあり、皆さんもアメリカの経営者が非常にけたはずれの報酬を得ているという話はお聞きになったことがあると思います。70 年代の話なのですが、当時の連邦の上院議員の年俸が 4 万ドル、それからカリフォルニア州の知事の年俸が 5 万ドルという時代に、全米のトップ 50 社の CEO（最高業務執行役員）の年俸が 60 万ドルから 70 万ドルだったということが記録に出ております。そして最近読んだビル・トッテンさんの書いた本によりますと、1996 年現在ですけれどもアメリカの CEO の平均報酬は一般従業員の平均賃金の 190 倍で、一般の従業員が一生かかっても稼げない金を CEO は 1 年で稼ぐという言い方もあります。それからその同じくビル・トッテンさんの本の中では CEO というのを、これは別の人が言ったようにすけれども Chief Ego Officer（チーフ・エゴ・オフィサー）

エゴイズムのエゴですね というふうに皮肉った表現もあるということで、最近ではその報酬は 10 億円単位が相場という話であります。

こうした企業の非行とそれから経営者たちへの富の集中に関して弁護士のラルフ・ネイダー（Ralph Nader）がかつてこういうことを言いました。ビルの焼き打ちとか暴動のように新聞紙上で派手に報道される犯罪によってもたらされる損害額がどんなに大きくても、背広を着た企業犯罪者たちによって奪われている莫大な価値にははるかに及ばないんだと。少し極端な彼らしい表現ですけれども、そういうふうにネイダーは言っているわけですね。

次に 2 番目ですけれども、米国の会社法の力学の影響ということで、法律制度にも何か企業非行の原因がありそうな気がしております。アメリカの会社法には二つの力が働いていて、一つは州の側からの遠心力、もう一つは連邦の側で働く求心力だろうと思います。ご承知のように各州とも独自の会社法を持っておるわけですし、それがあつた時期から会社に都合のいい内容の会社法を作って、いわば会社法を売り出す商売を各州が始めたのです。チャーター・モンガリング・ビジネスと言いますけれども、そういうことを始めて、「こっちの水が甘いぞ」というふうに競争を شدしたわけですね。最初はニュージャージー州が勝利者だったのですが、間もなくデラウェア州がお株を奪いまして、そしてデラウェア支配が行き渡ったのです。それで、「デラウェアシンドローム」とかあるいは「どん底に向かった競争」というふうな表現がよく使われたり、あるいは「デラウェア州会社法が、いわばグレッシャムの法則みたいに、悪貨が良貨を駆逐してしまい、アメリカの会社法

全体を墮落させた」という批判なども起こってきたわけです。そこから健全な会社法を求めて、会社の仕組みを連邦法化して実現すべきであるという議論が生まれまして、その代表格がラルフ・ネイダーグループだったわけです。彼の連邦会社法論の中身を今見てみますと、いわゆるコーポレートガバナンス改革を掲げておりまして、具体的には法遵守、コンプライアンスの問題、外部取締役の導入、内部告発の制度化とか、あるいは従業員の権利章典の制定とか、かなり先駆的な内容を含んでいたようであります。

あと一つだけ挙げますと、それは1990年代のコーポレートガバナンス・プロジェクトであります。これについては私はあまりよくはわかりませんが、ある論文を読んだ限りでは80年代に、いわゆる「法と経済学」の流れがどっと押し寄せて来たときにそれに対抗するという形で、当時のアメリカ会社法の学者の中で憲法主義会社法学者グループといいますが、学派といいますが、アイゼンバーグとかコフィーという学者の名前が挙がっていますが、そういう人たちが中心となり、そしてまたアメリカ法律家協会（ALI と言っていますが）のイニシアティブで進められたという経緯があります。ただ、これも途中からレーガン政権の強力なサポーターであった、ビジネス・ラウンド・テーブルという組織のいわゆる企業弁護士たちの非常に強力な揺さぶりがありまして、当初の方向から大分後退あるいは変質したというふうな指摘などもあるようです。

次に3番目ですけれども、利潤極大化の制約原理にふれますと、社会的責任論の内容はかなり広がりをもっているわけですし、一部は法的責任、他の一部は利他的行為、あとの一部は利己的行為ということになるかと思えます。利潤極大化という目的はどのような手段でもいいのかと言われれば、もちろんそれはノーでありまして、この遵法という部分はやっぱり最低限の要求だろうと思えます。それにプラスして、法的義務ではないけれども社会的、あるいは道義的な義務という部分が徐々に拡大しているという感じを受けます。それを最近ではソフト・ロー（soft law）という言い方をすることがあるようでして、これはレジュメの末尾に引用しました『法律時報』の座談会の中で、東京大学の神作教授が使っているので私も初めて知りました。法に触れなくても、おのずから営利行為には内在的な制約というものも働いているというふうに考えるべきだと思います。

例えば、経済学者のアダム・スミスは、不正な方法での利益追求をフェアプレーの精神に反するというふうに言っておりますし、また啓発された自己利益 enlightened self-interest の重要性を説いたということがあります。それからアメリカのコネチカット大学の法学部長でしたブランバーグ先生は利潤極大化という言葉も使いますが、それよりも、日本語でどう訳したらいいのでしょうか（利潤極大化という言葉の持つ強力な感じを少し薄めて）profit orientation=利潤志向という表現を使っています。そういう発想が裁判所により支持された事例としまして、これも大変有名な事件であります。1968年のシュレンスキー対リグリー事件というのがありましてレジュメにちょっと書いてはありますが、これも時間の都合で中身はカットして、あとで時間があれば戻ってきたいと思えます。

それで、放っておきますと会社はなりふり構わぬ利益追求に陥ってしまっていて、その結果社会的な批判を浴びることになるわけです。70年代に起きた一つの反省は、会社の意思決定機構、特に取締役会改革の必要性でありました。構成メンバーが、ほとんどその背景とか思考、価値観などで同質性を持っていて、企業利益至上主義で一枚岩になってしまい、そこに異質な空気が入ってこないという問題が指摘されました。その点でいろんな株主運動の突き上げを受けながらでしたが、例えばGMでは1971年に、キャンペーン GM という非常に激しい株主運動からの提案を取り入れる形でフィラデルフィアの黒人活動家で牧師でもあるレオン・サリバン博士を取締役に迎え入れたという事実がございました。こういう発想がやがて外部取締役制度に発展していったと思えます。

次に4番であります。企業の社会貢献、それから慈善寄付の問題　もうけた金をどう使うかということで、アメリカにおける企業の社会的責任論議の発展の中心的な流れをなす問題であったというふうに思います。

どんな企業も人が動かすわけでありまして、企業行動は人間の哲学とかあるいは価値観から、どうしても影響を受けざるを得ないというふうに思われます。個人レベルの信条で見えていきますと、やっぱりキリスト教的な背景を抜きにしてはちょっと考えにくいという印象を受けます。

例えば、アンドリュー・カーネギーという有名な実業家がありますが、彼はスコットランドから非常に貧しい移民としてアメリカにやってきまして一代で巨万の富を築いた人物であります。十分な教育は受けられなかったのですが、幸い隣に住んでいるアンダーソンという非常に親切なおじさんのところからいくらかでも本を借りて読んでいいよと言われ、その本で一生懸命勉強したそうです。彼は自分が成功した暁には自分が恩恵を受けた図書館を特に貧しい人たちのために全国に造る運動を始めたのです。彼は「金持ちが天国に入るよりもラクダが針の穴を通る方が易しい」という、これは聖書の言葉ですけれども、それを座右の銘にして生きたというふうに言われております。それから、マイクロソフトの会長で今世界一の大富豪と言われているビル・ゲイツという人物がありますが、彼の信条は巨額の資産を子供に残すのは教育上良くないということで、大口の慈善寄付をどんどんやっており、献金王という異名があります。例えば1990年にはアメリカの貧しい学生たちのために奨学金として10億ドルをポンと寄付しまして、日本円で計算しますと1千億ちょっとでしょうか。あるいはまた、途上国の疾病対策のために7億5千万ドルとか、いろんな寄付をしているようです。文化的、宗教的な背景もありまして、個人レベルの寄付がかなり盛んだったようですけれども、それが会社企業の慈善寄付にも大きな影響を与えたということは確かだろうと思います。

ただ会社の持つ営利追求という性質と両立しにくいために、紆余曲折がありました。1883年のイギリスの判例ですけれども、ハットン対ウエストコーク鉄道会社事件というのがありまして、その中でこういう判断がなされています。慈善というのは、慈善である限り取締役会がかかわる余地はないと。つまり慈善寄付は会社にとっては、先ほど能力外という言葉が河本先生のご報告の中で出てきましたが、まさに能力外 *ultra vires* (ウルトラバイアレス) であって無効であると。ただ例外的に会社が直接かつ明白に利益を受ける場合には認められるという考え方です。利益原則、*benefit rule* と申しますが、それがアメリカの初期の判例にも大きな影響を及ぼしたわけでありまして。

その利益原則は徐々に緩やかに解されるようになりまして、直接的な利益から間接的な利益に、それから短期的利益から長期的利益へ、さらに善人関係 (*good will*) の利益へというふうに許容範囲が広がっていきました。その流れを代表する有名な事件として1958年のスミス製造会社対バーロー事件というのがあります。これも大まかに紹介しておきますと、このスミス製造会社というの有名なプリンストン大学に1500ドルの寄付をしたわけです。そうしたら株主からクレームが出まして、会社の定款の目的にそんなことは書いてないということで裁判所の判断が求められたのですが、ニュージャージー州の最高裁判所はこういう趣旨の判断をしております。明文の規定の有る無しを問わず、会社には合理的な金額の慈善寄付をなす権能はあるから、この寄付の効力は問題なく認められる。その寄付は無差別にあるいは取締役のペットチャリティーとして(ペットチャリティーとは自分の好きな相手、ペットに対して慈善を施すこと)なされたものでもない。著名な高等教育機関になされたものであるし、またその額においても適切である。しかも公共の福祉と会社の利益を増進するという合理的な信念の下に善意でなされていることを理由にして、寄付の効力を認めております。これがアメリカにおける慈善寄付に関する重要な先例として、今日でもしばしば引用されます。

やがて経営判断原則によりまして、会社の経営者が主観的に会社の目的を達成できるというふうに判断したならば、裁判所はそこには立ち入らないことになりました。従って、仮に直接会社に利益をもたらさない慈善寄付であっても許されるというふうになっていきます。それで、判例と平行しまして制定法の分野でも慈善寄付が許容されていったわけですし、現在ではどの州の会社法も、ほとんど会社の慈善寄付を可能にするような

規定を置いているようであります。また連邦の税法上の取り扱いをみても好意的で、会社のいわゆる寄付金控除は以前は確か課税所得の5%でしたが、レーガン政権のときに10%に引き上げられたという経緯があります。あとALIのコーポレートガバナンス原理の中でも同じような趣旨の条文があります。

現在、一体会社の慈善寄付の現状がどうなっているかということをおある文献で見てみたのですが、これは西暦の2000年に個人と企業の慈善寄付の総額がざっと2034億ドル、日本円で今のレートで換算しますと20兆円余りでしょうか。日本の国家予算が80兆円余りですから、大体日本の国家予算の4分の1くらいが慈善寄付の1年間の総額のような感じです。ただしそのうちの企業寄付はわずか5%強、108億ドルでして、結局個人主導であるという実態がわかります。会社の寄付は、年度によって違いますけれども平均しますと、課税所得の、大体平均1.5%くらいというふうに言われております。寄付の対象としましては、病院、大学、美術館、オペラ、図書館、公共放送、シンクタンク、赤十字、ガールスカウトなどのようです。現在はおおむね経営者によって寄付が判断されているようですけれども、先ほどのスミス対バーロー事件にもありましたように、ペットチャリティーの問題がどうしてもついて回るといふこともありまして、最近いろいろ批判的な意見も目立ちます。つまり経営者の資質は慈善寄付の配分決定にほとんど関係ないではないかとか、あるいは経営者が自分のものでない資金を寄付することについて、株主より優れた判断力を持っているということはないのではないかとといったような問題提起などもありまして、株主による決定、あるいは決定過程に株主が関与すべきだといふような意見なども出ておりますし、実際にそれを行っている企業もあるようであります。

5番目、会社の政治献金のことになりましたが、アメリカでは会社が政治献金をするということはもともと定款に明文で決めてない限りは、先に触れた能力外(*ultra vires*)というふうにされまして、こういう支出に同意しない株主に対しては対抗できないと考えられていたんです。その*ultra vires*自体は早い時期に衰退しましたが、その考え方自体は制定法に引き継がれました。1896年にアメリカの大統領選挙で目に余る金権選挙が行われたとき、それに対する非常に厳しい世論の批判がありまして、それに応える形で当時のルーズベルト大統領が議会にこういうメッセージを送ったんです。「会社による政治目的の献金は全て法律で禁止されるべきである。取締役は株主の金銭をかかるとしての目的のために使うことを許されるべきではない。この種の禁止措置こそは腐敗行為という害悪を断つ有効な方法である」ということで、その結果1907年、今からざっと100年前にアメリカではテイルマン法という法律が制定されました。それによって会社とか銀行が連邦レベルの選挙、即ち正副大統領、それから上下両院議員の選挙に関して金銭の寄付をなすことは一切禁止となり、それに違反したときには、当時の金で5000ドルの罰金、そして取締役個人には1000ドル以下の罰金、または1年以下の懲役刑というペナルティーを課し、はっきり政治献金は犯罪であるという視点を確立した立法であります。

この立法には二つの目的があるとされています。一つは会社経営者には株主の同意なしに会社資金を自己の好む政党とか候補者に献金する権利はないんだということで、これは英語では *minority protection concern* と呼んでおります。2番目には、会社の政治献金を通して行使される選挙への影響力を排除するということです。これは英語では *undue influence concern* と呼んでいるんですが、この二つの目的によってこの法律はできた。この第1点に関連して、ハーバード大学のブラッドニー教授が大変分かりやすい説明をしております。つまり会社社長がいくら言論の自由を持っているといってもその権利を行使するために会社の資金を使うのは泥棒 (*stealing* という言葉を使っていますが) であって、社長が会社資金で自分の子供に住宅を買い与えるのと同じだといふふうに出ており、そういう感覚のようであります。そのテイルマン法はそのあとで何度か改正されております。罰則の強化などもあったのですが、現行の連邦選挙運動法441条(b)項に受け継がれて存続しております。以上が連邦レベルの法規制であります。州レベルはかなりばらつきがあつて、連邦と似たところ、それよりかなり緩やかなところがあるそうです。

ということで、比較的日本に比べたら法規制は厳しいという感じがします。ただそれとは違う実態があるということにも触れておかないといけないと思いますが、これはあまり時間がないですから项目的に簡単に挙げていきます。一つは俗にPACと呼ばれておりまして、それから2番目がソフトマネー、3番目がいわゆる内国歳入法527条に基づく527条団体であります。

そのうちPACから説明しておきますと、これは連邦選挙委員会に登録しさえすれば会社でも労働組合でも分離独立の基金を作ることができます。そしてそこに献金勧誘の費用であるとか、あるいはその基金の運営経費とかを支出できるということになったんです。ただ、PACへの献金はその献金する人の自由意思、任意性ということがかなり厳しく要求されておりまして、職業上の差別とか報復とか脅迫などで集められた資金であってはならないという規定もあります。2003年の1月から04年の10月13日までの間に会社系のPACからは、共和党系のPACに1590万ドル、他方、民主党系のPACへは僅か330万ドルの資金を献金したという、資料もあります。あとソフトマネーの問題もありまして、これはハードマネーに対する言葉です。ハードマネーというのは要するに連邦の法規制をクリアしたものであるし、それをくぐり抜けた脱法献金をソフトマネーと言っておりまして、これが相当選挙の背後で動いているという実態があります。それからあと、優遇税制を定めた内国歳入法に基づいて設立される527条団体というのがあります。これは2002年にソフトマネーがあまりにも目に余るものですからそれを是正する立法を作ったのですが、その後はこっちのほうへ流れ込むような仕組みが作られてしまって、もう本当に抜け穴だらけという印象もあります。今みたようにいろいろ問題もありますけれども、連邦法の基本として会社の政治献金はアメリカの連邦レベルでは性悪説に立って禁止しているという立法政策はいまだ維持されているし、それは連邦の最高裁判所も、それから国民も基本的に支持しているということが言えるのではないかと思います。

あと、最近の動向からというところがありますが、これはちょっとカットしていきなり「結びに代えて」というところに移ります。今日の統一テーマ「ニッポンの会社はどこに行く」にも拘わらず、私自身は日本の問題に触れることなく終始しましたが、基本的にアメリカの社会的責任論の状況の中から、皆さんが何かヒントを感じてくださればというつもりでありました。全く触れないのもどうかという気がしますので、一言だけ結論代わりに触れておきます。

企業の営業外の支出として中心をなすのが二つあると思います。一つは望ましいものとしての慈善寄付、それからあともう一つは私の主観が入りますけれども、望ましくないものとしての政治献金ということです。日本では伝統的に企業の慈善寄付に関してはいろいろな面で、これは欧米と比べてという前提ですけれども、不十分ではないかと思われまます。その要因として一つは個人レベルのインセンティブあるいはモチベーション、これがどうも弱いということに加えて、法的な面の支援環境が足りないのではないかという指摘などもありまして、私もそうかなというふうに思っております。それから望ましくない例としての政治献金があります。日本では会社の政治献金というのは社会から期待された義務行為、この論理は先ほど河本先生の紹介された八幡製鉄の最高裁判決の中にありますけれども、社会貢献の一つの在り方ということで受け入れる企業文化、あるいは法制度というものが作られてきたというふうに思います。しかし、企業が政治献金をすることで社会的責任を果たすんだというこの発想は、多分アメリカ人が聞いたら違和感を感じるのではないかなと私は思います。むしろアメリカに学ぶべき点としては日本も企業の政治献金は思い切って禁止策に踏みきって、社会貢献のほうにもっと奨励策を出していくということのほうがいいのではないのでしょうか。

河本先生の先ほどの問題提起に対する私の意見は、後ほど討論の中で触れさせていただくことにします。ちょっと時間をオーバーして申し訳ありません。以上で報告を終わらせていただきます。どうも失礼しました。

(拍手)

安竹： 中原先生、どうもありがとうございました。スケジュールを随分窮屈に組んでしまい、各先生方にはそれをきちんと守っていただいておりますために非常にご報告等も端折っていただき、なおかつ急がせてしまい大変ご迷惑をお掛けしております。この点につきましては、あとのパネルディスカッションで補足等をしていただければと思います。

それでは引き続き、三つ目の報告をお願いしたいと思います。三つ目として、大阪市立大学大学院法学研究科助教授、私の同僚でもあります高橋英治さんに報告をお願いしたいと思います。高橋英治さんの主たる専攻分野は、会社法、企業結合法、コーポレートガバナンス等であります。本学の法学部の伝統の一つとして「ドイツに強い」というのがございますけれども、現在でもその伝統を引き継いでいる教員が何人かおります。その中の一人が、これから講演いただく高橋英治さんで、ドイツに精通した気鋭の研究者です。高橋さんには、「日本におけるコーポレートガバナンスの発展」という論題で報告をいただきたいと思います。

それでは高橋さん、よろしく願いいたします。

(拍手)

高橋： ただ今紹介にあずかりました、法学研究科の高橋英治です。本日は日本におけるコーポレートガバナンスの歴史的発展について報告させていただきます。お手元のレジюме[資料3]に沿って話していきたいと思います。

商法学におきまして、コーポレートガバナンスという言葉の下において主として大企業を念頭において、効率的でしかも会社が法律を遵守する経営を可能にする仕組みを構築するにはどうしたらよいのかということが議論されております。コーポレートガバナンスという言葉は新しいのですが、そこで取り扱われている問題は古い。コーポレートガバナンスの問題は19世紀から日本の会社法の発展の原動力となってきました。まず、戦前におけるコーポレートガバナンスについて話しまして、その後、戦後、現在におけるコーポレートガバナンスの現状についてまとめていきたいと思います。

日本における近代的コーポレートガバナンスの根源は、1861年のドイツの普通商法典にあります。わが国の商法は明治17年の口エスレル草案を起源といたしますが、起草において口エスレルが二つのことを念頭においておりました。まず第1に当時のわが国の商工業に確固とした法的基礎を与えること。第2に日本を世界の商工業のトッププレイヤーに育てることでありました。口エスレルがこの二つの目標を実現するために世界最新の原理に従った商法を作り上げようと、こういう野心をもっていたわけでありました。そこで口エスレルはフランス、スペイン、オランダ、イタリア、エジプトの5カ国の商法典、ならびにイギリスの商事法の比較研究を行いました。しかし、起草にあたりましてわが国の既存の商慣習というものは全く考慮されませんでした。

会社法の草案を起草するにあたって、最も大きな影響を及ぼしたのはドイツ法でありました。ドイツ普通商法典に従いまして口エスレル草案は、商事会社を合名会社、合資会社、株式会社の3種類に決めました。株式会社の機関構成についても口エスレルは主としてドイツ法に依拠しました。しかし口エスレルは当時の草案において、取締役該当する言葉といたしまして当時のドイツ普通商法典には存在していなかった Direktoren (ディレクターレン) という言葉を用いました。当時のドイツ普通商法典では、Vorstand (フォーシュタンド) という言葉が用いられていたわけなんですけれども、それに代わってディレクターレンというちょっと耳なれない言葉を使ったわけです。そこで翻訳にあたった司法省はこれを頭取というふうに訳しまして、また本来監査役と現在訳されている Aufsichtsrat (アウフズィヒツラート) のことを取締役というふうに翻訳したわ

けであります。このためわが国では、ドイツロエスレル草案がドイツ法とは異なるわが国独自の株式会社の機関構造を採用したという説が唱えられるようになりました。その根拠といたしましては、ドイツでは監査役会が取締役を選ぶけれども、ロエスレル草案では株主総会が頭取を選んでいる。これはドイツ法とは違う。このため、わが国はドイツ法とは違う独自の仕組みを取ったと言われていたわけでありませぬ。

しかし当時のドイツの注釈書を見てみますと、次のことがわかりました。当時のドイツ普通商法典は誰が取締役を選任するかという規定を全くおいておりませぬ。そして取締役の選任方法を定款に委ねておりました。定款に記載が無い場合には、当時万能の決定機関であった株主総会が取締役を選任する権限を有するというふうになってました。この当時の考え方からいたしますと、ロエスレルは株式会社の機関構成をドイツ普通商法典の通説的解釈に従って、起草したのだということが推測できます。つまりロエスレル草案は、ドイツ普通商法典の株主総会の一般権限に関する通説的な解釈に依拠して、取締役を株主総会が選任するという仕組みを構築したのでありまして、ロエスレルはわが国独自の機関構成を模索していたというのは少し言い過ぎではないかというふうと考えられるわけでありませぬ。

ロエスレル草案の起草の当時、コーポレートガバナンスという言葉は用いられておりませぬでしたが、当時にコーポレートガバナンスに関する議論は存在しました。つまりロエスレル草案によりますと、取締役（頭取）は株式を保有するということが義務付けられておりました。この理由についてロエスレルは、取締役（頭取）が同時に株主として会社の利益と損失に関与する場合により多くの利害関係をもって会社のために職務を行うだろう、このように言っていたわけでありまして、よりよくコーポレートガバナンスを実現するために所有と経営を完全には分離しない制度を株式会社の機関に導入したということが言えます。

ドイツからの影響は、法規制の面にのみならずマネージメントの領域においても顕著でありました。当時の日本経済を支配していた財閥コンツェルンはドイツのコンツェルンをモデルに形成したというふうに言われるのであります。この点について三井財閥を例として明らかにしていきますと、明治 26 年旧商法の商事会社の部分が施行いたしました、それとともに三井家の各企業は合名会社として発足したわけでありませぬ。しかし合名会社の形態では会社が経営破綻した場合、社員が個人財産をもって責任を負うことになる。そこで三井家が経営に対する影響力を残しつつ、事業を有限会社の形態にするということが当時重要な課題になりました。そこで明治 40 年、三井家副顧問の益田孝は欧米の旧家における財産管理の方法を調査するためにアメリカ、ヨーロッパに渡りました。

ドイツハンブルグで会見したユダヤ人銀行家のマックス・ヴァールブルグの提案が、合名会社の形態を取っていた三井財閥が株式会社のコンツェルンに再編されることについて決定的な影響を与えることになりました。ヴァールブルグは益田を非常な好意をもって迎え、益田の質問に対して懇切丁寧に対応し、日本の民商法を参照し十分な調査を行ってこの回答をしました。この中でヴァールブルグは、三井物産、三井鉱山、三井銀行の 3 合名会社を株式会社に変更すること、これらの会社の株式を保有する持ち株会社を新たに設立し、持ち株会社の全てを三井家が保有するが、各株式会社の株式は持ち株会社が 51%までは保有するよう、こういう提案をしました。これに従いまして三井コンツェルンというものができたわけでありまして、戦前のコンツェルンというものは、日本のコンツェルンはドイツのコンツェルンをモデルにして作られたとすることができます。

では、戦前のコーポレートガバナンスはどうだったのかということでありませぬけれども、戦前の日本の企業というのは株主主権によるガバナンスが行われていたというふうと言われております。株主は会社経営に対して大きな影響を与えておりました。当時の取締役は株主から選任される例も多く、非財閥企業では昭和 10 年の時点で全取締役の 2 割以上を 10 位以内の大株主が占めたというふうと言われております。また戦前の企業は

利益のうちを大部分を配当に回したということが知られております。つまりある経済史家の調査によりますと、日本の企業は当時配当性向が70%程度あった。税引き後利益の70%を配当に回していたというふうに言われています。現在の上市企業の配当性向は20%であるということから比べると、この比率はかなり高い。つまり株主主権によるガバナンスが戦前には行われていた。監査役についてはどうだったのかということでありませぬけれども、1900年ほどまでには監査役はその職務を果たしておりました。つまり江戸時代の大商人が株式会社を取った場合には大番頭が監査役になる。侍が株式会社を作った場合にはその忠実な家令がお目付け的な役割を果たしていたので監査がうまく機能していたというふうに言われています。しかし日露戦争以降が国の経済が急速に発達するに伴って、監査役は従業員が就くということが多くなる。また経営が複雑になる。株式が分散するというようになって、監査役の制度の実効性を担保していた社会的状況が変わるようになりまして、監査役は単に取締役の傀儡に過ぎないのが実情であると嘆かれる状況が出現しました。

続いて、戦後のコーポレートガバナンスについて話していきたいと思っております。戦後の日本のコーポレートガバナンスの法的枠組みは、アメリカ法の影響下で大きく変貌いたしました。監査役はイギリス法の auditor(オーディター)をモデルとして変容し、従来のドイツの監査役モデルから大きく相違することとなりました。監査役は業務執行に対する監査権限を持つことなく、会計監査にこの時点では限定されてしまいました。また取締役会制度というものが導入されて、個々の取締役は当然には業務執行と代表権限を有しないことになりました。取締役制度もドイツ法のモデルから乖離することになりました。

実態面ではご承知の通り、株式の相互持ち合いという現象が生じてきました。契機となったのが資本の自由化であります。外国企業からの乗っ取りを防衛するために株式の相互持ち合いを行うということが行われ、この相互持ち合いを基礎に経営者は資本市場の圧力から自由になって、年功序列制度や終身雇用制度など、従業員主権と呼ばれる長期を重視する日本的経営というものが出てきて、これが日本経済の原動力になったというのは皆さんご存じの通りであります。また日本では取締役はかつての従業員から選ばれる、取締役や監査役は従業員から選ばれるということが当時行われており、それでは有効なガバナンスが行われようもない。そこで商法によるガバナンス改正の一つの方向が、監査役の制度の独立性を確保するという方向へと向かって行きました。

平成5年の商法改正によって、大会社における監査役の少なくとも一人は社外監査役でなければならないというふうに定められていました。平成13年の12月の商法改正でも、監査役の独立性の強化を柱とした改正が行われました。その平成13年の改正法では、大会社については監査役は3人以上選任することが要求されていましたが、その半数以上を社外監査役としなければならないというふうにして、その社外監査役の要件についても、その就任の前に大会社またはその子会社の取締役、執行役または支配人、その他使用人でなかったものでなければならないというふうに厳格化しました。また任期途中で辞任した監査役には、株主総会でその理由を述べる権利が認められました。こうして監査役独立のための改正というものが行われました。

しかしこのような監査役の制度の改正によるコーポレートガバナンスの向上ということに見切りをつけて、平成14年には新しいタイプのコーポレートガバナンスというものが導入されました。これはアメリカ法に倣ったものでありまして、委員会等設置会社と言われております。これもご存じの通り、取締役会によって選任される執行役が経営者であって、取締役会は業務執行の大部分を執行役に大幅に委任できる、そして取締役会は主として執行役の監督機関になる。取締役会の中には、3委員会が設けられます。いわゆる指名委員会、監査委員会、報酬委員会でありまして、その3委員会においては社外取締役が過半数を占めなければならないというふうに定められました。指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する、監査委員会は取締役および監査役の職務の執行を監査する、報酬委員会が取締役および執行役が受け

る個人の報酬の内容を決定する権限を有する。この委員会等設置会社は二つのことを目的としておりました。業務執行に対する実効的な監督および機動的な業務執行の実現であります。この委員会等設置会社は、従来の監査役設置会社との制度間競争によって両方のコーポレートガバナンスを向上させていくということが期待されているものでありまして、従来のドイツ法の修正ということからドイツ法の伝統の抜本的な改革という、日本の法の新しい局面を示すものであります。ドイツでも 2008 年までに株式会社に日本の委員会等設置会社のような一層性の機関構造を従来の監査役制度との選択制で導入することを E C 法の関係で迫られているわけですから、日本の委員会等設置会社はドイツの一步先をいくものであります。つまりドイツのコーポレートガバナンスから出発した日本は、ついにドイツを追い越した。こういうことが言えると思います。

最後にまとめとして、本シンポジウムのテーマである、日本の会社はどう変わっていくのかということについてでありますけれども、平成のバブル崩壊以降日本は市場原理でありますとか、株主主権、委員会等設置会社に見られるように、アメリカ法の制度や原理を日本の企業に導入するというに力を入れてきました。しかし日本企業が徐々に不況から脱していくと、再び従業員重視の長期的な戦略を作っていかなければならないのではないかと私は考えるのであります。いかに安い製品を作るかという点では市場主義が力を発揮しますが、付加価値のあるいい製品を作っていくかということについては技術力がものをいいます。ポスト平成不況以降の日本企業では、人重視の日本的経営が復活するのではないかとというふうに考えられます。しかし同じ日本の経営といっても、過去のものとかこれからのもものでは姿形が随分違ったものになるのではないかと。日産が系列を復活させたということが新聞で報じられておりますけれども、新しい日産の系列では自動車の製造メーカーと部品メーカーとでは資本参加の関係を有しないというふうに言われております。新しい日本の経営では、安定株主工作というのはかつてのような規模では行われなんでしょう。安定株主工作は日本の証券市場の閉鎖性を象徴するものとして、海外の投資家から厳しく批判されておりますし、何よりも資本市場の圧力を排除することが会社から長期的には効率性を奪うということが、日本の経営者は身にしみてわかっているのではないかとと思われるからであります。安定株主工作なしに長期的な従業員本位の経営をいかに構築していくかというのが、ポスト平成不況以降の日本のコーポレートガバナンスの重要な課題になるのではないかと考えられます。

ご静聴ありがとうございました。

(拍手)

安竹： 高橋さん、どうもありがとうございました。それでは、ここでパネルディスカッションの準備を兼ねまして、約 10 分間、休憩を取りたいと思います。半端な時間ではございますけれども、3 時 17、8 分頃から後半のパネルディスカッションを再開したいと思います。それでは、休憩させていただきます。

(休憩)

安竹： 時間がまいりましたので、後半のパネルディスカッションに入りたいと思います。パネリストとして、先ほどご講演いただきました、河本、中原、高橋、3 先生に再度壇上に上がっていただき、司会を、一番最初に問題提起をしてもらいました吉井敦子さんにお任せしたいと思います。それでは、よろしく願い申し上げます。

吉井： それでは、これからパネルディスカッションに移らせていただきたいと思います。前半のご講演で、河本先生から過激なお話もいただきましたので、どのようなものになるか、私もちょっとときどきしております。

すけれども、また、フロアのほうから後ほどご質問もいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

では、河本先生のほうから、最初に 1970 年代の CSR = 社会的責任論と、最近の CSR では、大分変化してきたということでしたが、ちょっとこのところをもう一度、すみませんがかいつまんでお話をいただきまして、パネルディスカッションの糸口としたいと思います。先生いかがでしょうか。

河本： はい。実は、先ほど控室でお話ししていたのですが、こちらの大学に向山敦夫という先生がいらっしゃって、その先生がごく最近に、「CSR と会計」についての『企業会計』の特集で「CSR の数量化と測定方法」という論文を書いておられます（『企業会計』Vol. 56, No.9, 35 頁）。1970 年代の CSR と、現在の CSR との違いをまとめておられるのです。私も、同じように考えておりましたのですが、向山先生の論文も参考にしながら申し上げますと、企業の社会的責任論の内容は、先ほどもちょっと申しましたように、企業を取り巻くステークホルダー、つまり、利害関係者の利害の調整をするのが経営者の仕事だという点は共通してある。ところが、向山さんの挙げておられる違いというのは、一つは、今度の CSR では機関投資家が表面に出てきているということです。

それから、もう一つ、これはちょっと皮肉な見方なのですが、社会的責任論というのは、出てきたと思ったらまたすぼんでいくと、そういう点でひょっとしたら、違う点ではなくて共通点があるかもわからないと。向山先生の言葉を引用しますと、「かつての社会的責任は、利益目標との相対的な位置関係を確定できず、2 度のオイルショックを経て、利益追求の波に押し流され、1980 年代のマーケットメカニズム重視へと移行するなかで忘却されてしまった。近年の社会的責任論が消え去る運命にあるのか、定着するのかによって、上記の相違点は共通点に変わる可能性がある。」とっておられるのです。これは、今後の話ですが、また、そのうちにしぼむのと違うかということが考えられます。一体なぜ 1970 年代の社会的責任論がしぼんだのか。

結局、例の経済成長の段階に入って、そしてバブルの展開に達したときには、企業はもうとにかく土地を買い、株を買い、しかも銀行のモラルが全く崩壊したために、社会的責任論どころではない、反社会的行為に狂奔した。社会的責任論などが消えてしまうのは当然のことなのです。バブルが崩壊して、今度は、さあ、企業は金をもうけなくてはいけないということで、今度は株主の利益の拡大化、アメリカはそうなのだと、いいだした。ここでも社会的責任などは、どこかへ飛んでしまうのは当然のことなのです。それがまた出てきた。結局、どうもアメリカ式だけではいけないというような反省が出てきて、また全体のことを考えるというようなことになってきたのか、どうも経済の動きにつれて、社会的責任論は出てきたりへっこんだりする。そうなる、またしぼむということもある。これはどうなるか私にはわからない。

それともう一つ、私が今回思いましたのは、先ほど言いましたように、社会的責任論に関する当時の文献は、経営学者にしる、経済学者にしる、社会学者にしる、いわゆる一流の学者が書いているのです。今度は、こういうことは言っではいけないのだろうけれど、一体、この人はどういう経歴の人なのだろうかと思う人ばかりが書いています。しかも投資戦略・企業戦略として出てきているところに特徴があるように思います。

吉井： ありがとうございます。今、企業戦略というお話が出てきましたけれども、先ほどの最近の社会的責任論というのは、一つは、リスクマネジメントという面に着目されているのではないかと思います。エンロンもそうですし、わが国でも、食肉事件などの不祥事でも、それをいち早くディスクローズしなかったということとも相まって、会社が結局は消滅してしまうというような非常に大きな問題に発展するという可能性があるということです。リスクマネジメントをもう軽視できないというようななかかわりで、社会的責任論がと

らえられているのではないかと思います。この点、アメリカなどではそのようなことがあったのでしょうか。中原先生、もしご存じでしたら教えていただけませんか。いかがでしょうか。

中原： そうですね、リスクマネジメントということと、企業の社会的責任の結び付きがどうなるかというのは、ちょっと今すぐ答えられる準備はありませんけれども。

要するに、企業というものがもっと情報を開示して、風通しをよくすると、もしまた違法行為があったり、あるいは不正、あるいは妥当でない行為をやったときにはそういうものが内部から指摘される必要があります。いわゆる内部告発ということです。これもやはり企業の健全性を担保する一つの有力な仕組みであるというふうに思いますし、それがアメリカの場合には、さっきは触れませんでしたけれども、内部告発制度として法律の中にはっきり組み込まれました。そのほかにも、アメリカの場合、いろいろと内部からも外部からも批判にさらすことによって、企業が健全性を保っていくというところがありまして、これが、いわば一つのリスクマネジメントにもなっているという気もしております。

特に、内部告発のことにもう少し触れさせていただきますと、これは英語でホイッスル・ブローイングと言いまして、口笛を吹くあの行為を指しているわけです。どういうときに私たちは笛や口笛を吹いたりするかというと、危険が迫っている時、あるいは、サッカーなどで違反行為をやった時です。これが、元もとは日常用語なのですが、法律の中で一つの市民権を得つつあるということで、それは具体的には、アメリカで2002年にできた「企業会計改革法」という法律の中に位置付けられているのです。

もちろん、内部告発の重要性についてはいろいろな人が、それこそ1970年代のころからずっと指摘しておりまして、一つの例は、1970年代の「ウォーター・ゲート事件」から、いろいろな企業が芽づる式に不正をやっていたということが出てきた時点でガルフ社という会社がありまして、その不正支出の調査が行われました。その調査委員長をしたマックロイという弁護士さんがおりまして(チェース・マンハッタンの銀行の会長でもあったのですが、)この人が、企業内部の犯罪行為というのは、誰よりも企業に働く従業員によって発見されやすいから、今後は企業非行を防止するために一番有効な方法は、内部告発なのだということを行っているようです。中身だけ聞きますと、非常に過激に響きますが、誰が発言したのかといえば、ちゃんとしたチェース・マンハッタンの銀行の会長さんでもある人が、そういうサジェスションをしておいて、それから30年を経て、やっと2002年に法律ができたわけですね。

ただ今回、企業会計改革法の中にこれが組み込まれたという直接のきっかけは、先ほど話がちょっと出ましたけれども、2001年のエンロンとワールドコム不正経理と、それに伴う破綻です。あれが、結局内部告発で表に出たという経緯もありまして、内部告発により企業の非行が表に出るといったことの価値を法のレベルでもはっきり承認したということだろうと思うのです。

この企業会計改革法というのは、サーベンス・オクスリー法と俗に呼ばれています。こちらのほうがむしろポピュラーな名前なのですが、ちょっと余談になりますが、このサーベンスという人は、敬虔なギリシャ正教の信者でありますし、倫理重視派の上院議員です。それから、オクスリーという人は、オハイオ州の弁護士さんですけども、この人は自由市場論者です。この2人の合作でできた注目される法律なのですが、それによって内部告発を奨励すると同時に企業の従業員で内部告発をしたために、嫌がらせ、あるいは圧力や報復を受けることがあれば救済するし、刑事、民事の責任をしっかりと法律の中で規定するという内容です。

今は、社会的責任論の一つの文脈の中で、こういうことが具体的な法的な措置として行われるようになっていくという、そこから、先ほどの質問の答えになるかどうかわかりませんが、企業のリスクマネジメントにもいろいろな形があり得るし、一筋縄ではもちろんいかないのかもしれないかもしれません。そういう感じがしてお

ります。ちょっと答えにならなかったかもわかりませんが。

吉井： ありがとうございます。アメリカでの様子がよくわかりました。わが国でも内部告発制度については、制度が整えられているさなかでございます。先ほど高橋先生のお話で、平成14年の商法改正で、委員会等設置会社がアメリカの制度に倣って、企業組織の選択方法として導入されたということですが、このことと企業の社会的責任とか、あるいは、コンプライアンスを整えることとは、どのような関係にあるでしょうか。先生、もう少し詳しく、教えていただけますでしょうか。

高橋： 委員会等設置会社は、コンプライアンス制度の目玉として導入された制度なのですけれども、つまり会社の執行と監督を分離する。こういう立場で導入されて、主に社外取締役を中心としていた監査委員会が、従来の監査役に代わって監査を行うということなのですけれども、コンプライアンスという点では、委員会等設置会社が従来の監査役制度に比べて優れていると私は言えないのではないかとこのように考えているわけでありまして。

まず第一に、執行役と取締役との兼任が許されていると、多くの企業では取締役会会長が執行役を兼ねることが、ソニーを除いて行われているわけでありまして、ですから、依然として、新しい社長が大きな影響を各委員会に及ぼす可能性があるという問題点の一つ。

それと、社外取締役が重要な役割を果たすことが期待されておりますけれども、これはまず、親会社の役員が社外取締役になることは禁止されていないのでありますから、日立では、親会社の役員が社外取締役となっているわけでありまして、これは日立のコンツェルン支配の強化にはつながっても、コンプライアンスは全く関係がない。

また、社外取締役は必ず非常勤でなければならない。そうすると、弁護士とか公認会計士が社外取締役になるわけでありまして、大体このくらいの人たちは、月1、2回、半日程度、会社に来て社外取締役としての活動を行う。これでは、コンプライアンスを実現できるのか、非常に疑問があるというのが私の考えです。

河本： その点ちょっと、付け加えさせていただきたいのですが、制度を制度として見ますと、従来の監査役という制度の一つの重要な弱点というのは、人事権を持っていないということなのです。つまり、取締役の行為におかしいことがあっても、その取締役の職務を辞めさせるとか、外すとかいった権限が監査役にはないのです。必ず、社長に言って「あれ何とかしたらどうですか」とかいう他はない。

実は今日は関西電力でずっと監査役をなさっていた多田専務さんが、あちらにいますので、あと、一つご参加願いたいと思います。

私ども顧問弁護士が監査役からいろいろ相談を受けますが、監査役というのは、殊に常勤監査役というのは実に会社のことをよく調べておられるのです。「実はこういうことがあるのです」と言ってこられる。あの取締役を何とかしないとイケないと。だけれども監査役には、全然人事権がないのです。その点ドイツと違うのです。調査だけは随分よくしておられます。これを「さてどうするんか」ということになると、結局社長に言って、社長になんとかしてもらわなくてはならない。ところが社長がきちんとそれに反応する人ならいいのですけれども、「まあ、まあ、そう言わずに」ということになってきますと、どうしようもないです。結局、弁護士と監査役とで困りましたと言ってお互いに慰め合うということになる。ところが制度だけ考えますと、今度の委員会設置会社の監査委員というのは、取締役会メンバーでもあるわけなんです。で、その取締役会が執行の選任解任権をもっている。つまり、人事権が監査委員会の委員にあるわけなんです。だから、制度的に

はそういう人事権をも握っているという点で非常に強力になると。ただそれが、今、高橋さんがおっしゃったように実際にそういうふう動くかということなんです。この間の新聞にも載っていましたが(『日経金融新聞』平成 16・10・13)。社外取締役の出席が非常に悪い役員会に毎回出席している企業は4割に満たないといひます。つまり偉い人ほど忙しいんです。そういう人たちに出席してもらうのに担当者は往生しているわけです。会議に出席してもらうためにいろんな調整するのに苦労しているのです。だから制度はそういう形でいいんだけど実際それがうまくいくのかどうなのか。しかも委員会設置会社の監査委員には常勤はいないんです。私はむしろ、監査能力は非常に低下しているのではないかと心配しています。

吉井： では、後ほど多田先生にもまた入っていただいて、監査役としての長年のご経験を教えていただければと思います。今、河本先生のお話にもありましたように、経営者が実際には非常に大きな権限を行使しているということでしたが、その点から申し上げますと、河本先生が挙げてくださっていました、りそなの奉加帳の訴訟とか経営判断、善管注意義務の問題として社会的責任論にかかわるような寄付だとか、あるいは献金だとかというものを解決していくとすると、今の制度上の運用の問題点から見ましても、経営者の主観というものの、善管注意義務は経営判断ですのでそういうもので禁止するというのは、何か工夫がないものか、善管注意義務の判断の中に社会的責任を考慮できないものかなというふうにちょっと思ったんですけれども。また、先ほどのアメリカのお話では、企業の利益になっているか、デメリットルールというのを興味深くお聞きしました。客観的にそういう利益になっているという証明ができれば、経営者の主観的な判断に依存しない基準になるのではないかなと思ったのですが、その点まず河本先生いかがでしょうか。

河本： それは中原先生にお聞きしないといけないけれども、いわゆる寄付が一番わかりやすいですから、これを手がかりにして考えますと、大学だとか慈善団体だとかに対する寄付はそんなに問題ではないんです。第一それを出すことについて、これは社会的責任だ、というようなことを言う必要は何にもないんです。そんなものは取締役として善管注意義務の範囲内で、決して責任を問われるものではないんです。経営者の経営判断として出すことで十分いけるんです。それを社会的責任として出すんだということは必要ない。私が言いましたことは誤解を招くかもしれませんが、法的には、寄付をすることに積極的な義務などはないんだということなんです。つまり、これを出しても商法上責任は問われませんというだけの意味なんです。そうすると責任が問われない範囲というのはどういうことなのかといたら、まず出したらいかんということから出発してぎりぎりのところまで持って行って、ここからはいけませんよ、これを越えたら善管注意義務違反の責任を問われますよ、ということなのです。ここまでは出してもいいというそれだけの話。責任の履行として出すのではないのです。

最近買った、笹本雄司郎『CSRの心』という本があって、大体CSRに心という題が付くのが、おかしいんです。その中で「責任」という言葉は、その著者はおかしいと言っているんです。責任と言ったらリスポンシビリティだとか、ライアビリティとか、何かせねばならんということに結び付く。そうではないんですと著者は言っているわけです。つまり、社会から信頼されるという信頼性という意味ですといっています(前掲書83頁以下)。そういった、ねばならんという話は、法律の世界はそうなんです。してはならん、ねばならん、だから何度も言いますように、寄付を出しても責任は問われないというその限度を画するのは法律の仕事なのです。世の中の信頼を得るにはどうするかという話になったら、これは、法律の外の話です。

吉井： わかりました。先ほどから善管注意義務というふうに出ておりますけれど、善良なる管理者の注意義務

務と、法律上はそのように申します。経営者は一応委任契約で委任されて、経営を会社のほうから任されているという考え方ですので、そのときに株主とか、あるいは会社に損害を与えないように、経営のプロとして相当な注意を払って経営しなさいという義務を課せられているということで善管注意義務というようなことを申します。その範囲内では消極的な考慮に留まるといのは河本先生のご意見だったかと思いますが、中原先生、先ほど企業文化の点で、寄付というものに積極的な意義を持たせるようなご見解のようにお聞きしたのですが、この点はアメリカではどうなのでしょう。

中原： そうですね、心という問題はどうも会社とは結び付かない、確かにそういう感じがします。でも私自身のイメージとしては、なりふり構わない利潤追求をしている企業がしばしば陥りやすい欠陥というか問題は、やはり単なる集金マシンみたいになってしまっただけではないか、そこに人間の顔を取り戻すというんですか、人間が企業を運営しているという部分が、やはり社会が納得できる形に表れるというところがあるべきではないかなと思っています。それを心と表現すべきかどうか分かりませんが、先ほどのソフトローという言葉があり、これは先ほど先生のお話にも出ていましたけれども、日本で社会的責任ということを経営に規定すべきかどうか、即ち一般規定を置くべきかどうかで議論になったときに、結局は置くべきでないということで、その議論は空中分解してしまいましたけれども。私も企業が社会的責任を負うという規定を設けるというのは、何かちょっと違和感がそのころもあったし、今もあるんです。

ただアメリカなどを見てみますと、そういう表現ではなしに別の形でアメリカの州の会社法が共通して持っているような規定ですね、それが集約されたのがコーポレートガバナンス原則だと思うんですが、その 2.01 条、大変有名な規定なんです、それによると、会社は営業活動の過程で倫理的な配慮ができる合理的な金額を公共の福祉とか人道的、教育的、慈善的目的のために寄付できるんだとされます。あくまでもできるという規定ではありますけれど。アメリカの学者の中にはメイ (may) ではなくてシャル (shall) という言葉に置き換えるべきだという議論もあります。日本もまだ今は法律の規定は全くないわけですが、その程度の規定化からスタートしたらどうなんでしょうか。というのは、社会的責任論というのは、アメリカではムーブメントという言葉で表現されていることもあるんですけれども、一つの大きな運動、意識改革という面が大きいので、そのムーブメントを企業関係者にも、裁判所にも一般の人たちにも、何か変わったというふうに印象付けるにはどういう方法がいいかといえば、やはり法律の中にひとつ規定を置くということが最も効果的ではないかなという印象があるもんですから。

先ほどの奉加帳方式の問題、私もそういう形で実際に行われているというのはよく知りませんでした。実状にうといもんで、とんちんかなことを申し上げるのかもわかりませんが、一つは企業の中でそういうものに対する一つの方針、アメリカでしたらビジネスガイドラインとかコード・オブ・コンダクトとかいろんな形で企業の経営方針を持っていて、それを内部にも外部にも公にしているわけです。そういうものがあってそれに基づいて判断するというと同時に、さっきのコーポレートガバナンスの原則の中にも出てきていたんですが、あんまり無原則に金額が膨らまないように合理的金額という制約も考えられます。

それから慈善寄付の場合に、今は日本でもアメリカでも経営者のイニシアティブで決められていると思うんですが、その決定過程にもっと別の要素を注入するといえますか、はっきり言えば株主の意思を注入するのはどうか。尤も日本の場合、ちょっとまた相互持合いというアメリカとは違う事情がありますから、どの程度チェック機能が働くのかわかりませんが、

そういうふうに幾つかのチェックできる仕組みを内部に構築しておくことによって、何か今のような奉加帳方式、これはいってみれば総会屋がたかりにくくのとあんまり変わらない(ちょっと違うといわれるかもわか

りませんが)、あるいは政治家が政治献金を要求してくるということにも、どこかで共通する感じがします。これに対しては会社の中でしっかりしたプリンシプルを持っていることによって、筋を通すということは不可能なんだろうかというふうに感じました。

吉井： はい、ありがとうございました。

まさに社会的責任の内容は多義的ということの一言に、2人の先生のお考え方は集約できるのでしょうか。高橋先生のお話は、平成不況はやはり人材が大事であるということが、結びの言葉でしたけれども、社会的責任への配慮の程度はいろいろだと思いますし、多義的に評価できると思いますけれども、人間が大事だということなのかもしれません。

では多田先生、先ほどの監査役の立場からということで、ちょっとだけコメントをいただきまして、そのあとフロアの皆様からの質問を承りたいと思います。

お願いいたします。

多田： 座ったままで失礼させていただきます。今、ご紹介いただきました多田でございます。簡単に私の経歴をちょっと事前に申し上げさせていただきたいと思っております。私、学校を卒業して昭和32年に関西電力に入社いたしまして、ずっと仕事をしてまいりました。平成5年の6月に常勤の監査役に選任されまして、平成13年の6月に退任するまで丸8年間関西電力の常勤の監査役を務めておりました。それ以降は今年の9月末まで子会社の常勤監査役として仕事をしておりましたが、10月1日以降退任いたしまして、ただ今浪々の身の上ということになっております。実は監査役に就任するまででございますけれども、ほとんど、かれこれ4分の1世紀あまりを企業法務の仕事ばかりをやっておりました。そういった点では会社勤めの人間としては、やや特異な経歴を持っていたかと私は思っております。

それはともかくといたしまして、実際に企業の現場において監査役がどんな悩みを持ち、どのような仕事をしているのかということについて、少しお話をさせていただきたいと思っておりますが、まさに河本先生がご指摘になられましたように、日本の監査役が一番の弱みは取締役に対する人事権というのを持たないということでありまして。ただ、これは実質的な面でありまして、ガバナンスシステムとして考えた場合には、私は日本の監査役制度というのは、それなりによく考えられ、いろいろな手当が、実は昭和56年改正、あるいは平成5年の監査役制度の改正によって随分手厚いつっかい棒といいますが、そういったものが設けられたために形式から見ると十分に機能しうる形になっていると思っております。そういった点では、必ずしも委員会等設置会社が素晴らしいものだというふうには思っておりませんし、そういった観点から、高橋先生のご意見には、私非常に深く共感を覚えます。

さて、河本先生がご指摘になりました監査役の弱みというのは、確かにおっしゃられるように例えば監査役協会のいろんな集まりで、同僚のほかの会社の監査役と話していても、みんな似たような感想を持っているわけですが、ただ私かねてから在任中に考えておりましたことは、それは結局、個々の監査役がどれだけの信念を持って仕事をするかということに尽きるのではないだろうかと思っております。というのは私が監査役になったときに常に言っておりましたこと、これは監査役に就任する前の法務担当当時から常に言い続けてきたことですが、要は当該の業務執行について、株主の側、あるいはそれ以外の第三者から、何らかの形で責任の追及がなされるかどうか、そういうリスクがあるのかどうかということとの関係において常に考えなければいけない。私が常に言っておったことは、代表訴訟制度を聞かなくっていいところの補助線として考えれば、監査役の役割というのはわかるのではないだろうか。

要するに何かある業務執行について、やっていいかどうかということが問われたときに、これをもし実行に移せば、具体的には株主になりますけれども、株主から代表訴訟でもって責任を追及される可能性があるのかどうか、そのリスクはどれだけあるのかという形で考えればいいのではないだろうかというふうに思っていたんです。それで、どういう場合に代表訴訟で責任を追及されるか、判例の動向であるとか、あるいは学説の動向であるとかそういったものをもちまして、ここまではやってもオーケーだけれども「ここから先行くと危ないよ」と、「それでもやりたければ、おやりなさい」ということに尽きるのではないだろうかというふうに思っていました。そういう主張は、私非常に雑ぱくなもので、論文と言えないようなものですが、ちょっとしたペーパーに書いて何年か前に雑誌に発表したこともございます。私はそういったことを申し上げておきたい。

実は関西電力の監査役をしていたということは、私にとって非常に恥ずかしいといいますが、ご承知のように美浜の発電所でとんでもない事故を起こしまして、あれは私が監査役に在任していたときに、当然発電所の運営管理については監査のテーマとして取り上げたことではあるんですけれども、監査役でも見抜けなかったことが事故の原因になっていたということで、誠に申し訳ないことだと思っております。実はそういった点で今日は本当に一市民として片隅でひそやかに先生方のご意思を伺いたいと思っておりましたんですが、どうもそういうことで天下に恥をさらすようなことで誠に面はゆい感じがいたします。まとまりませんが、そういったことを申し上げておきたいと思えます。

吉井： ありがとうございます。貴重なご経験をお話ししていただきまして、ありがとうございました。
(拍手)

吉井： それではパネルディスカッションも一段落したように思いますので、フロアの皆様からご質問をいただきたいと思えます。何々先生にということでは特にお答えということがございましたら、ご指名をいただいて質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

吉川： 大阪市立大学の経営学研究科の吉川と申します。今日は吉井先生の見事な問題提起、また河本先生のいつもながらの名調子に聞きほれておりましたところ、吉井先生からリスクマネジメントという言葉が生まれて、実は、私最近、大学の講義でリスクマネジメントを担当しておりますので、一言発言いたさなければならぬというようなことになったかと思うんです。

吉井先生がご発言のリスクマネジメントというのは、言ってみれば全社的なトータル・リスクマネジメントではないかと思えます。実は私どもの研究科の大学重点研究の一環として、私はガバナンスとマネジメントのチームを担当しております。帝人へこの間行ってまいりました。ご存じのように、帝人はコーポレートガバナンスで日本ナンバーワンだと厚生年金基金連合会から評価されています。帝人にはトータル・リスクマネジメント・コミティという、監査役設置会社ですが、そういう委員会が取締役会の中にありまして、CEO、それからストラテジックのCSO、リスクマネジメントのCRO、それから環境と健康、安全ということでもう一人のオフィサー、4人のメンバーで構成されています。またこの9月にアメリカのCOSOの方から「エンタープライズ・リスクマネジメント」という大変大きな報告書が生まれて、これが事実上の世界標準になるのではないかと思っております。やはりコーポレートガバナンスにおける全社的なリスクマネジメントは根幹になるのではないかということ、意見が入りましたが、情報提供させていただきました。これが第1点でございます。

それから第2点ですが、CSRは消えていくのかどうかということとかかわりまして、確かに1970年代、特に90年代顕著になってきたわけですが、少し大きな目で見ますとこれから、程度の差、濃淡はあれ、残っていくのではないかと思います。と申しますのは、3番目に、実は善管注意事務との関連で河本先生に対して吉井先生が問題提起されたこととの関連でご教示いただきたいことがございますので、その前に少し2番目のことを申し上げさせていただいているわけですが、従来は、企業の製品とかサービス、これは質が良くなくて安定供給という面、いわば結果だけが問われていた。ところが最近そのプロセスにおいて、例えば廃液を流してはならないというような環境保全や、あるいは企画、立案だけは本社でのほうでやって、製造を発展途上国でやるというような場合にそこで児童就労の問題を起こすというような、まとめて言いますと従来、経済合理性、結果責任だけでよかったんですけども、今日の社会においてはそれをつくる過程での環境適合性、また人権尊重等の社会適合性、そういうプロセスも見ていかなければならない。この経済合理性と環境適合性、社会適合性がいわゆるトリプル・ボトムラインということでCSRの実質の中身かなと思っております。大きな方向としては、程度の差はあれCSRは残っていくのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

そこで3点目について、一般条項かどうかということと、善管注意義務の内容が問題にされているわけでありましたが、吉井先生のほうから善管注意義務の中にCSRというものを考慮できないものだろうかというふうに問題提起があったように思います。そういったしますと取締役が経営判断をするときに、そういう環境適合性とか、社会適合性ということを考えなければ社会から糾弾される、問題提起されるというような状況というのは、言ってみればCSRがその実定法の解釈として定着しつつあるのではないかと、定着というとちょっと言い過ぎですけども、実定法が解釈によって変わりつつあるのではないかとというふうに思われます。その辺、先生のご見解をお教えいただければと思います。また、一般条項として規定をおくかどうかというのは質がちょっと違うかと思うんですけども、実定法の解釈としては、今日の企業においては対応せざるを得ないのではないだろうかというふうに思うのでございますが、よろしく願いいたします。

河本： いままで代表訴訟等を通じまして、裁判所が出している一つの基準がほぼ固まっているんです。それは、会社の取締役というのは、あらゆる状況を判断して迅速に的確な判断をしなければならぬのだと。従って彼らには、広範囲の経営判断の範囲が確保されているんです。ただその場合に責任を問われるかどうかということについては三つの条件を立てておりまして、一つは前提たる事実についての重要にして不注意な誤りがないこと、これが第1なんです。次に判断の過程において著しい不合理がないこと。3番目に決定の内容がその企業にとって著しく不合理でないこと。この三つの要件が満たされる場合には、取締役はその行為について責任は問われない。そういう意味で、日本の経営判断の原則というのはアメリカの経営判断の原則とは違うんです。アメリカの場合は先ほど中原さんがおっしゃったように、もともとそういうところへは裁判所は口を突っ込まないということです。日本はそこへ裁判所が口を突っ込んでくるんです。先に述べました基準を立てておいて当たるかどうかを裁判官が判定するのです。従いまして、そこへ今ご質問のように、何か社会的責任という観念を入れる必要はないのです。

つまり具体的な例で申しますと、先ほど出ていたような発電所を造るのに何億、場合によっては何十億の金を地元に対して出す。そのときに今言いましたような要件の存否の判断以外に、「いや、これは地域協力です」とか「社会的責任です」とかそんなことは一切入る余地はないんです。先ほども言いましたように、そんなこと言うたって裁判所は取り上げない。つまり、その金を出すことが株主のためになるんだということを証明しなさいという。われわれが役員を守るときに使う論理というのは、今のその三つに当たるかどうかで、そこへ、いや、このお金を出すことは社会的責任にもなりますというようなことは、付けたって付けなくたって全く意

味がない。つまりしなけりゃならん、するのは好ましいとか、その他の社会的責任ということをつけ加えても、この責任という言葉からいうと何か「せないかん」というような感じを持つでしょう。そんなこと全くないわけです。出さなきゃならんというようなことは全然ない。出すことが先ほど言いました三つの条件に従って責任を問われないだろうかと。

そういう意味では社会的責任という観念は、何度も申しますように裁判の現場では全く意味がないんだという、これを申し上げたいんで、今のお答えになったかどうかわかりません。

吉川： 大先生に一言申し上げるのは大変畏多いんですが、企業に最終的に利益にならなければ、それは意味がないと思うんです。しかし同時に、環境適合性、社会適合性も満たさなければならない。というのは経済的合理性ということと環境適合性、社会適合性、この二つの輪の重なるところで、そこがまさにCSRということだと思います。逆にまた、環境適合性、社会適合性は重要だが、しかし経済合理性とかかわらなければ、そもそもどうにも問題にならないのじゃないかなというふうに思います。

河本： 結局、今日のテーマが「法律家の視点から見て」ということになっているんです。先生がおっしゃられるようなことはそれで結構で、十分おやりになったらいいんだけども法律家の観点からは関係がありません。だから、結局話がかみ合わんということになってしまうかもしれませんけれども、そういうご主張をなさるのは、それは非常に結構で決してマイナスではありません。悪いことありません。法律の世界とは関係がない。

吉井： ありがとうございます。経済の分野と法律の分野というのはなかなか融合しないのかもしれませんが。しかし時代とともに裁判所もいろいろ変遷をするものですから、将来はわからないのですが、今の段階では法律ではなくて内部規律、企業の内部の自主的な規制というものにかかわっておりますし、善管注意義務についても、ひょっとしたらそういう社会的な貢献というのは裁判官の自由心証の中で考慮されているのかもしれませんがけれども、今のところ判決文の文字には出てこないということでしょうか。

あと、どなたか市民の方からよろしく願いいたします。

男性1： 企業の社会的責任ということで、企業をどう統治するか、また法令遵守、はやりの言葉で言えばコンプライアンスですか。今日中原先生とか河本先生が出された寄付の面ですね、特に社会貢献をどうとらえるのか、その社会貢献の中身でも例えば芸術文化を支援する、また立地する企業が街づくり活動に参加するとか、そういったことを企業が企業の社会的責任、CSRとしてとらえたほうがより理解しやすいのか、それとも、そこまで含まなくて、そういったことはまた別に河本先生が先ほど言われた地域協力であるとか、フィランソロピーであるとか地域貢献とか、そっちのほうで理解したほうが理解しやすいのか、そういった点を4先生方にそれが妥当である、妥当でない、その程度でも構いませんので、どちらの考え方で取ったほうが企業としては理解しやすいのかということをお聞きしたいです。

吉井： もう一度、簡単にご質問の趣旨だけお願いします。

男性1： 企業が社会貢献活動に参加するときに、CSRといった考え方の中でとらえたほうが理解しやすいのか、やはりそういうことは範囲に入らないので、また別の違った考え方で理解したほうがとらえやすいのか

と、そういったことです。

河本： 結局それは、企業が何かするとき、「嫌だけれど、しかたがないな」ということになるのか、いや、社会的責任を果たしていると、いい気分になるのか、それ位の差と違いますか。

吉井： 中原先生は、いかがでしょうか。

中原： 法律家の視点からという部分が、私の議論では確かに弱いですね。これは実定法の裏づけがないものですから、何を言っても全部立法論にしかならないという宿命を持った上での議論なんです。アメリカの場合は辛うじて州レベルで、あるいはまたコーポレートガバナンス原理の中で一応文化されているということで根拠があって、向こうは非常に議論がしやすいし、説得力も生れるんですが、日本の場合は先ほど来、河本先生がおっしゃっているような現状であるということでしょう。今ご質問の中で出てきた地域貢献であるとか、幾つかの事例は、広い意味での企業の社会的責任の中でカバーされる問題ではないかと、あえてそこから区別する必要性はないような気がします。社会的責任ということ自体がさっき冒頭で申し上げましたけれども、非常に曖昧模糊としていることもありまして、何でも入ってくるというところがあるものですから、その中に多分入ってくる問題だろうというふうに思うんです。ただ、今後は先ほどちょっと触れられたように、多分日本の企業もいろんな形で積極化していくのではないのでしょうか。

例えば、阪神大震災のときには、ダイエーさんが随分現物で支援をされたということをちょっと聞きました。今回もやはり新潟の地震の救援で、企業の名前が相当出ているようでして、ヴィッセル神戸が6,000万円、キャッシュで支援をしたとのこと。そういうふうな企業行動の中に、やはりひとつ人間の心が働いているという部分が見えてくるのではないかなという気がするんです。これはもちろん、ある種経営戦略でもあるかもしれませんが、二つの面が絡み合うかもしれないけれども、そういう形で企業の中で社会的責任というのは、今後展開していくんだらうと思います。

それともう一つ、やはり外国からの影響がいろんな形で出てくるのではないのでしょうか。先ほどもありましたけれども、ご承知のように2000年でしたか、グローバル・コンパクトとって国連のアナン事務総長がイニシアティブをとって、各国に呼びかけて、日本からも10社くらい加わって、そこに環境とか法令遵守とか、いろんな典型的な項目が入っているわけですから、そういうものの影響を日本の企業も受けていくのではなからうかと思えます。これは法的に直接義務付けられているわけではないけれども、それに合格点を取らないとちょっと世間体が悪いとか、そんなふうな問題になるかもわかりません。今後社会的責任論は、紆余曲折がまだあるとは思いますが、衰退してなくなることはないのではないかなと私は楽観的に見ておりますけれども。

吉井： はい、ありがとうございました。高橋先生、いかがでしょうか。

高橋： 確かに取締役の責任という平面では、社会的責任論が幅を利かせるということは現在の裁判実務を見るとあまり考えられないんですけども、例えば、取締役が株主に総会で説明するという場合には、CSRという言葉を持ってきて株主の了解を得ということは大きな企業戦略の一つとして位置付けられると思えます。

吉井： ありがとうございました。私も先ほど吉川先生からご指摘がございましたように、期待的な利益を得

るはずだったのに企業が撤退するので「ごめんなさい」という趣旨からとか、あるいは公害で地元へ影響を及ぼすような場合は寄付をするという、プラス・マイナスというような考え方があって、それがまた法律上どのように評価されるかということがあると思います。さらに、これからは公衆の評価も厳しくなっていくので、企業の寄付もそのような一環の中でとらえられていくのではないかとこのように思っております。

あと次の方から、少しだけ、よろしく願いいたします。

女性1： 今日教えていただきたいことがあって来たんですけど、特に中原先生が言われたことの中に、私が求めている答えがいっぱいあったんです。去年の6月から1年半、なりふり構わない企業と交渉していますが、いまだ解決を得ないんです。それは中原先生が言われていた中にあった、あえて情報開示をしないで、マンションを購入したときの約束等に反して、同じ企業が条件を悪化するような形でマンションを建てているんです。それに対して1年半活動してきたんですけど、あまりにも企業として倫理観がない、今、何の結論も反省もない状態なんです。そういうふうななりふり構わない企業、三菱マテリアルとか、先ほどおっしゃった関電とか、私たち一般市民がどういう形で企業に対応していくのが効果的なのか教えていただけたらと思います。

吉井： ありがとうございます。時間も押しておりますので簡単をお願いします。

中原： ちょっと具体的な事例に即した回答を申し上げられませんが、ごく一般論として申し上げますと、そういう企業の対応の中に、法律に反する部分があるとか、あるいは契約があって、契約内容と違うことをやっているとかいうことがあれば、当然法的責任の追及ができる。裁判所に持ち出してもしかしたら勝てるかもしれない。そういう気はしますけれども、そのレベルでなく、われわれ消費者が十分に満足できないやり方をしているとか、法には触れないところで何かが行われているという状態ですと、ちょっと始末が悪い。こういう事例は結構多いと思うんですけど、これは残念ながら法的責任としてはちょっと追求しにくいというふうに思います。結局、それは世論に訴えるとか市民運動でやるとか、最近いろんなNPOの活動も盛んですからそういうものと連携して、社会的にそういう企業非行を矯正していく、是正していくということがいいのかなという感じがしますが、以上です。

吉井： どうもありがとうございました。

本日は不手際もあったかもしれませんが、多義的な問題を扱って見たものですので、皆様方に何かのお役に立てれば幸いと存じます。ご清聴どうもありがとうございました。先生方もありがとうございました。
(拍手)

安竹： ご静聴どうもありがとうございました。

本日ご参加いただいた皆さまの中には、「日本の会社はどこへ行く」と「企業の社会責任」というこの二つのキーワードからシンポジウムの内容を、「最近の企業は不祥事ばかり起こしてけしからん、もっとがんがん取り締まるべきだ」、あるいは「もっと罰則を強化するべきだ」というような、そういう内容を期待された方がいらっしゃるかもしれません。私も江戸時代の法・制度を主たる専攻分野とする人間でございますから不祥事を起こした企業については「きびしく吟味の上、遠島申し付ける」と言えば一番簡単だなと思いますが、しかし、先ほど河本先生がおっしゃられたように、法を適用する場合には、個人や団体に対してかなりの強制を伴

います。ですからその強制力を発動する場合には、やはり厳格であらなければならない、そこで立ち返って、では責任とは何なのか、どこまで責任を問わなければならないのかということ、懸命に考えるのが法律家の使命でもあり、法の発動にはなるべく謙抑的であろうと考えるのが、法律家の在り方なんだろうというふうに私は理解をしております。そういう点では若干もどかしく思われた方々がいらっしゃるかもしれませんが、法律家というのはそういう仕事でもあるのだということをご理解いただければ、それだけでも本日のシンポジウムの意義があったのではないかと思います。

それから最後に、本日のシンポジウムの講演と、パネルディスカッションの内容につきましては、少しお時間をちょうだいすることになると思いますが、ホームページに掲載する予定でございますので、ご関心をお持ちの方は時々大阪市立大学証券研究センターのホームページを訪れていただければ幸いです。時間を押しての熱心な議論で、まだまだ議論が続くようで名残惜しいのはございますが、一応ここで本日のシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。

最後に恐縮ではございますがもう一度、パネリストの先生方に盛大な拍手をお願い申し上げます。
(拍手)

安竹： 本日はお忙しい中、たくさんの方々にご参加いただきまして、本当にどうもありがとうございました。これでシンポジウムを終わらせていただきます。

注1) 文中の発言者“男性1”“女性1”は、氏名を確認することができなかった方です。

注2) なお、当日配布された資料につきましては掲載しておりません。